



令和3年度 滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託

子ども若者ケアラー実態調査 報告書

令和4年3月

滋賀の縁創造実践センター
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

はじめに

滋賀県社会福祉協議会では、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感にねざした共生社会の実現のため、「ひたすらなるつながり」の理念のもと、不断の地域福祉実践に取り組んでいます。

本会では、子ども食堂や、社会福祉施設を活用した居場所づくり事業の推進、里親や児童養護施設などの社会的養護を経験した子どもたちの地域生活のサポートなど、子どもや若者を真ん中においた地域づくりを進めてきました。

「ヤングケアラー」には法令上の定義はありませんが、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に担っている18歳未満の子どもとされています。令和2年度の厚生労働省の調査では、中学校の46.6%、全日制高校の49.8%に「いる」という結果が明らかになり、国も啓発や支援を始めています。

こうした生きづらさを抱える子ども若者の支援が急がれることから、本会としても、県内の状況を明らかにした上で、関係者とともに関後の実践につなげたいという趣旨から、県社会福祉協議会内に有識者、スクールソーシャルワーカー、県高齢・障害・子ども若者担当各課、県教育委員会等で構成する「子ども・若者ケアラー支援に関する調査検討プロジェクトチーム」を設置し、勉強会から始めました。

「ヤングケアラー」は一般的には18歳未満とされていますが、中には18歳を超えてからもケア役割を担い続けるという実態もあります。このことから、20歳代の若者までを含めて「子ども若者ケアラー」と呼び、実態を把握することを目的として、県委託事業の中で県関係各課、県教育委員会、県民生委員児童委員協議会連合会と共同で調査を行いました。

今回の調査は、県内の子ども若者に関わる関係者、高齢、障害、児童及び生活困窮等各分野の相談機関を通して、どのように現状が把握されているのかをとらえるために実施したものです。結果を公表することで、今後、子ども若者ケアラーにおける社会の認識が進み、各地域で多様な機関・団体、個人の連携・協働のもと、対応が着実にすすむ一助となれば幸いです。

最後となりましたが、学校関係者の皆様、相談支援機関の皆様、民生委員・児童委員の皆様、分析にご協力いただいた立命館大学産業社会学部の斎藤真緒教授、「子ども・若者ケアラー支援に関する調査検討プロジェクトチーム」の皆様には、本調査研究にご協力を賜り改めてお礼申し上げます。

滋賀の縁創造実践センター
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

目次

第1章 調査の実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・4P

1. 調査の目的
2. 調査対象
3. 調査方法
4. 調査の全体構成
5. 調査結果の見方
6. 調査スケジュール

第2章 学校を対象とした調査の結果・・・・・・・・・・6P

1. 調査対象
2. 回答状況
3. 「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無
4. 「子ども若者ケアラー」の数
5. 「子ども若者ケアラー」の状況
 - (1) 性別
 - (2) 学校が気づいたきっかけ
 - (3) 学校生活の状況
 - (4) 家族構成
 - (5) 学校側での「子ども若者ケアラー」のケア状況の把握
 - (6) 「子ども若者ケアラー」がケアをしている人
 - (7) ケアを必要としている人の状況
 - (8) 「子ども若者ケアラー」がしているケアの内容
 - (9) 学校の行った支援、外部との連携
6. 「子ども若者ケアラー」を支援するために必要だと思うこと
7. 「子ども若者ケアラー」の把握・支援の上で学校の対応が難しいこと
8. 支援に関する意見
9. 学校へのヒアリング調査
 - (1) ヒアリング調査の実施概要
 - (2) ヒアリング調査の結果

第3章 要保護児童対策地域協議会への調査の結果・・・・・・・・・・30P

1. 調査対象
2. 回答状況
3. 「子ども若者ケアラー」の有無と該当数、学年
4. 「子ども若者ケアラー」の状況

- (1)基本情報
- (2)学校生活等への影響
- (3)ケアの具体的な状況
- 5. 支援する際の課題と、支援するために社会全体に期待すること

第4章 相談支援機関への調査の結果……………38P

- 1. 調査対象
- 2. 回答状況
- 3. 「子ども若者ケアラー」の有無と該当数、内訳
- 4. 「子ども若者ケアラー」の状況
 - (1)基本情報
 - (2)ケアの具体的な状況
 - (3)相談支援機関が気づいたきっかけ
- 5. 「子ども若者ケアラー」を支援する際の課題
- 6. 支援するために社会全体に期待すること

第5章 民生委員・児童委員への調査の結果……………45P

- 1. 調査対象
- 2. 回答状況
- 3. 「子ども若者ケアラー」の有無と該当数、ケアの内容
- 4. 「子ども若者ケアラー」の状況
 - (1)基本情報
 - (2)ケアの具体的な状況
 - (3)民生委員・児童委員が気づいたきっかけ
- 5. 「子ども若者ケアラー」を支援する際の課題
- 6. 支援のために担当地域で実施していること・今後実施する予定のこと
- 7. 支援するために社会全体に期待すること
- 8. 把握や支援の上で、民生委員・児童委員ができると思うこと
- 9. 「子ども若者ケアラー」に関する意見

第6章 調査結果の総括と考察……………54P

立命館大学産業社会学部 教授 斎藤 真緒 氏

<資料> 子ども若者ケアラー調査票

第1章 調査の実施概要

1. 調査の目的

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童がいる。こうした子どもは「ヤングケアラー」と言われ、国も実態を把握するための調査の実施や支援に乗り出している。

一般的にヤングケアラーは18歳未満とされているが、滋賀県では20歳代の若者までを含めて支援の対象と考えて「子ども若者ケアラー」と呼び、早期把握や支援のあり方などを検討することを目的として、学校や相談支援機関などを対象とした「子ども若者ケアラー実態調査」を実施した。

2. 調査対象

- ・県内全ての国公立の小中高等学校
- ・市町の要保護児童対策地域協議会
- ・県内の相談支援機関(地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、市町の高齢・障害・生活困窮・子ども若者支援担当課)
- ・民生委員・児童委員

3. 調査方法

- ・学校調査＝県立学校は滋賀県教育委員会が調査票を配布。その他は調査票を滋賀県社会福祉協議会(以下、県社協)から配布し、県社協へ郵送回答とした。また、可能な学校にはヒアリング調査も実施した。
- ・要保護児童対策地域協議会＝県子ども・青少年局から調査票をメールで配布し、県社協へメール回答とした。
- ・相談支援機関調査＝県健康福祉政策課、県医療福祉推進課、県障害福祉課、県子ども・青少年局と県社協から調査票をメールで配布し、県社協へメール回答とした。
- ・民生委員・児童委員調査＝各市町の民生委員児童委員協議会(連合会)から調査票を配布し、県社協へ郵送回答とした。
- ・ヒアリング調査

※なお、全ての調査対象に対して、調査票(巻末の「資料」を参照)に「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)とは」と題した資料を添付して配布し、回答前に読んでもらうように求めた。

4. 調査の全体構成

【対象】	【対象数】	【調査時期】	【回答数(回答率)】
①学校	393件	2021年10月	331件 (84.2%)
②要保護児童対策地域協議会	19件	2021年10月～11月	18件 (94.7%)
③相談支援機関			
—地域包括支援センター、障害の相談支援機関、生活困窮者自立相談支援機関	213件	2021年10月～11月	42件 (19.7%)
—県市町の高齢、障害、生活困窮、子ども若者担当課	県および市町の高齢、障害、生活困窮、子ども若者担当4課	2021年10月～11月	26件 ※
④民生委員・児童委員	3,381件	2021年10月～12月	2,077件 (61.4%)

※1つの課で複数分野の担当を持つ自治体もあることや、子ども若者担当課としては要保護児童対策地域協議会の調査票で回答する自治体もあることから母数の把握が難しいため、回答率は出していない。

5. 調査結果の見方

- ①回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示し、小数点第2位を四捨五入した。
(比率の合計が100.0%にならない場合がある。)
- ②図表において、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- ③表の網掛けは、最も多い項目を示している。

6. 調査スケジュール

- 10～12月＝調査の依頼・実施／調査票の回収
- 12～1月＝ヒアリング調査の実施
- 3月＝結果報告

第2章 学校を対象とした調査の結果

1. 調査対象

県内全ての国公立の小中高等学校(総数393件)を対象に実施した。回答は各学校に1部とした。また、義務教育学校、中等教育学校、中高一貫校については、それぞれ小・中・高の該当区分ごとに1部の回答を求めた。高校全日制のほかに定時制または通信制が併設されている学校には、定時制・通信制としてもそれぞれ別途1部の回答を求めた。

2. 回答状況

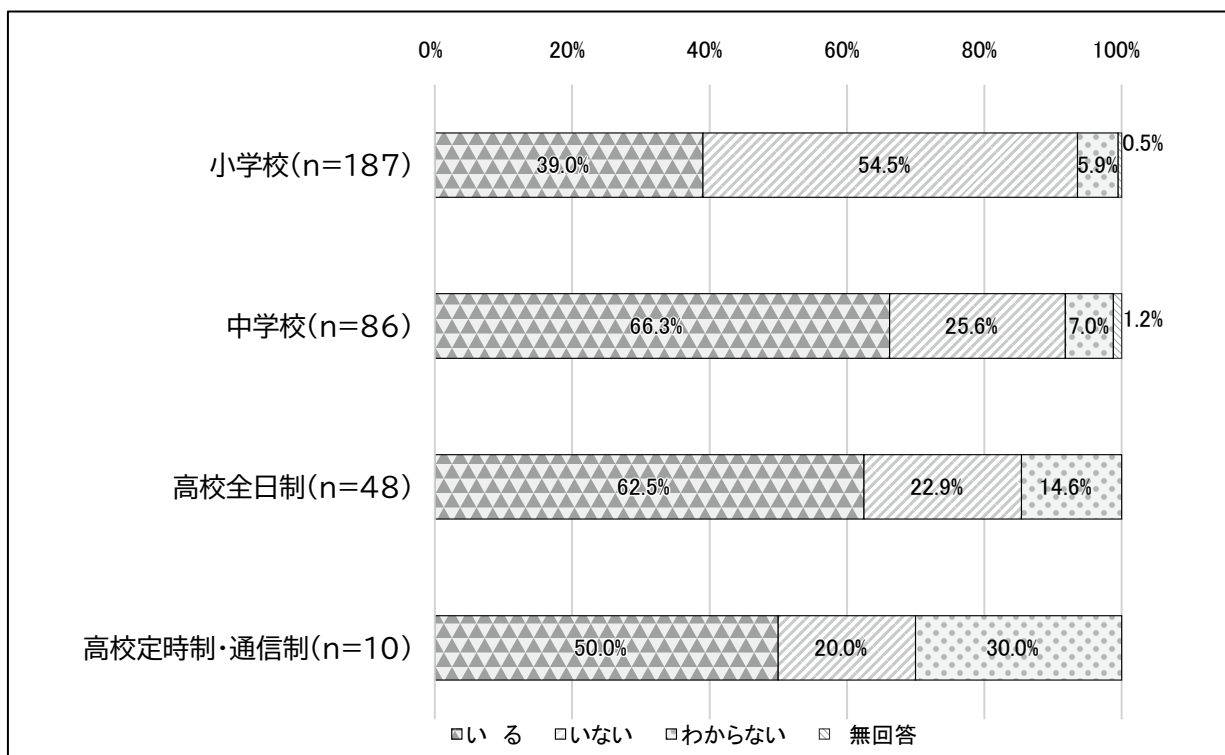
学校区分	調査票配布数	回答数	回答率
全体	393	331	84.2%
小学校	222	187	84.2%
中学校	106	86	81.1%
高校全日制	54	48	88.9%
高校定時制・通信制	11	10	90.9%

3. 「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無

「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒(以下、「子ども若者ケアラー」)の有無について尋ねた。回答した 331 件の学校のうち、「いる」が 49.8%、「いない」が 41.4%であった。学校区分別に見ると、小学校は「いない」が「いる」より多いが、中学校および高校では「いる」の方が多かった。

図表1 「子ども若者ケアラー」の有無

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%



4. 「子ども若者ケアラー」の数

「子ども若者ケアラー」が「いる」と回答した学校165件に対し、各学校で把握している該当児童生徒の数を尋ねたところ、合計 590 人となった。最も多く回答があったのは「1～5人」(82.4%)であり、最も多い学校では 23 人把握された。

図表2 学校区分別の「子ども若者ケアラー」の数

学校区分	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21人以上
全体(n=165)	136 82.4%	19 11.5%	6 3.6%	3 1.8%	1 0.6%
小学校(n=73)	65 89.0%	6 8.2%	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%
中学校(n=57)	42 73.7%	11 19.3%	4 7.0%	0 0.0%	0 0.0%
高校全日制(n=30)	25 83.3%	2 6.7%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%
高校定時制・通信制 (n=5)	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%

図表3 「子ども若者ケアラー」の数

学校区分	1校あたりの 最大値(人)	合計数(人)
小学校	12	196
中学校	15	236
高校全日制	23	133
高校定時制・通信制	19	25
全体	23	590

5. 「子ども若者ケアラー」の状況

「子ども若者ケアラー」が「いる」と回答した学校に、個人票を用い、該当児童生徒の「性別」、「学校がケアラーだと気づいたきっかけ」、「学校での状況」、「家族やケアの状況」など、個別の状況について可能な範囲で記入を求めたところ、507件の提出があった。

(1)性別

全ての学校区分において「男性」より「女性」が多い。

図表4 性別

学校区分	女性	男性	無回答
全体(n=507)	316 62.3%	181 35.7%	10 2.0%
小学校(n=160)	105 65.6%	52 32.5%	3 1.9%
中学校(n=207)	120 58.0%	84 40.6%	3 1.4%
高校全日制(n=115)	73 63.5%	38 33.0%	4 3.5%
高校定時制・通信制 (n=25)	18 72.0%	7 28.0%	0 0.0%

(2)学校が気づいたきっかけ

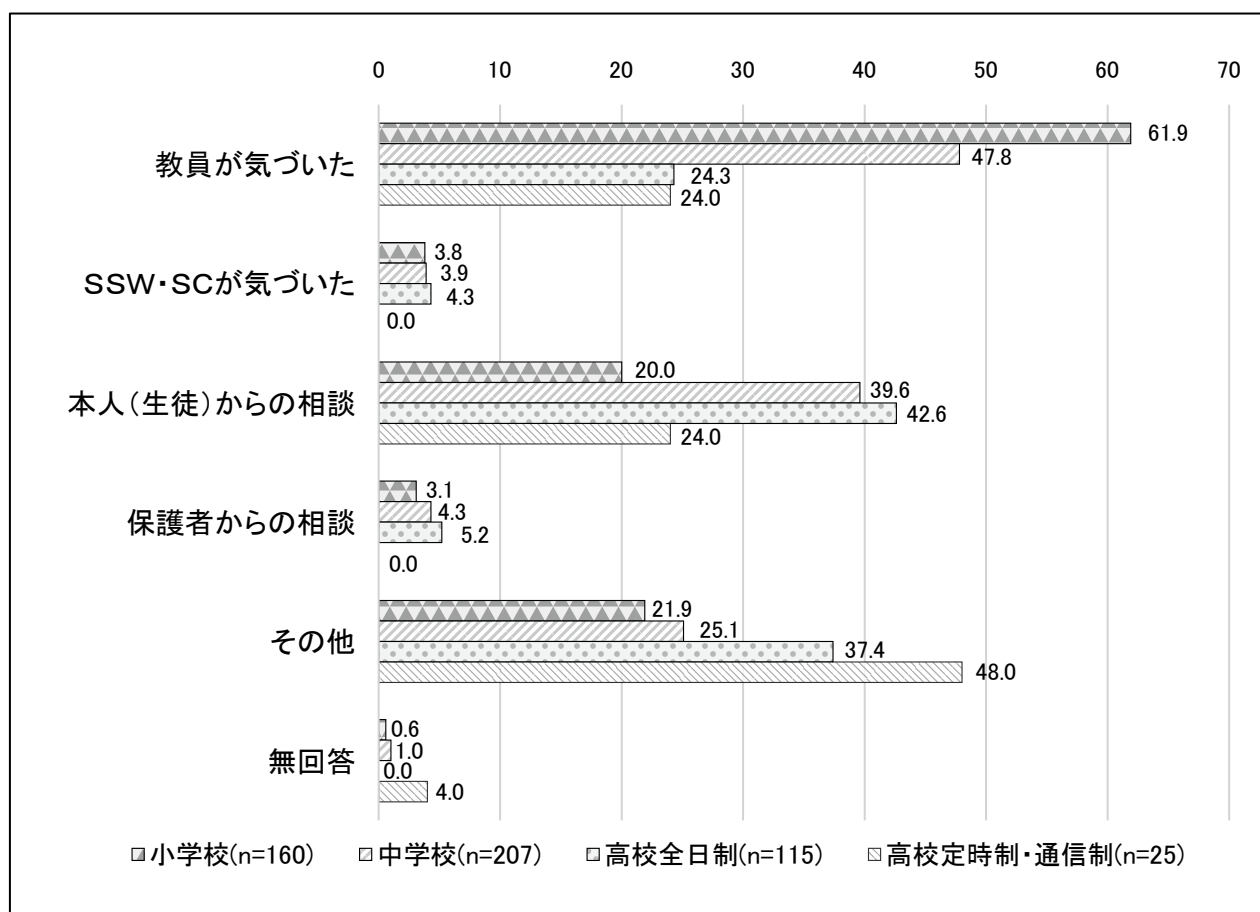
小中学校では「教員が気づいた」が最も多く、高校全日制では「本人(生徒)からの相談」が最も多かった。高校定時制・通信制で多い「その他」には、「行政や児童相談所からの連絡」「前の学校からの引き継ぎ」などの記述があった。

図表5 「子ども若者ケアラー」だと気づいたきっかけ

学校区分	教員が気づいた	SSW、SC が気づいた	本人(生徒) からの相談	保護者か らの相談	その他	無回答
全体(n=507)	232 45.8%	19 3.7%	169 33.3%	20 3.9%	142 28.0%	4 0.8%
小学校(n=160)	99 61.9%	6 3.8%	32 20.0%	5 3.1%	35 21.9%	1 0.6%
中学校(n=207)	99 47.8%	8 3.9%	82 39.6%	9 4.3%	52 25.1%	2 1.0%
高校全日制 (n=115)	28 24.3%	5 4.3%	49 42.6%	6 5.2%	43 37.4%	0 0.0%
高校定時制・通信制 (n=25)	6 24.0%	0 0.0%	6 24.0%	0 0.0%	12 48.0%	1 4.0%

※SSW=スクールソーシャルワーカー、SC=スクールカウンセラー

図表6 「子ども若者ケアラー」だと気づいたきっかけ(%)



(3) 学校生活の状況(複数回答)

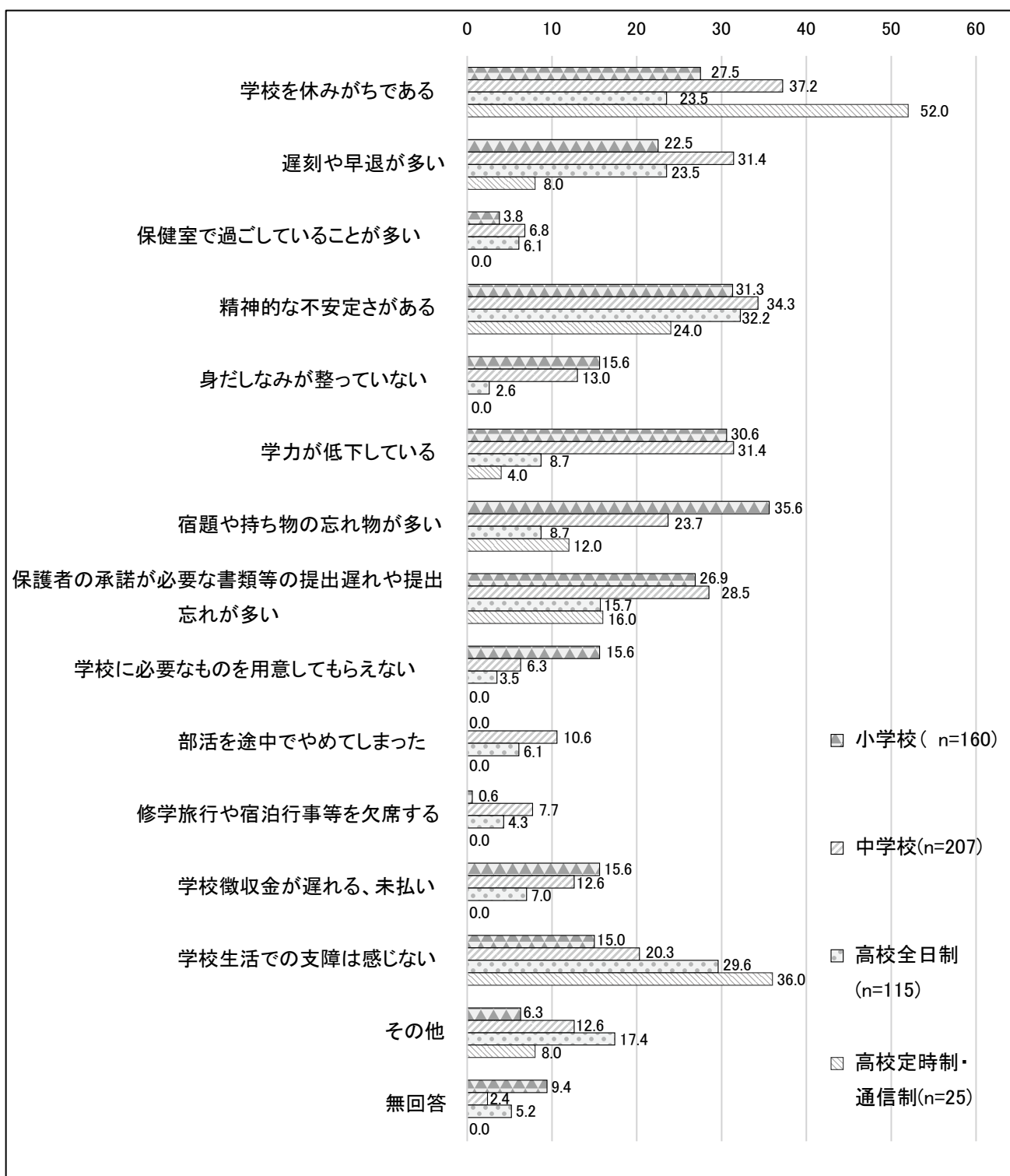
「子ども若者ケアラー」の学校生活の状況を尋ねたところ、全体では「精神的な不安定さがある」(32.3%)が最も多く、次いで「学校を休みがちである」(31.8%)となった。

学校区分別で最も多かったのは、小学校では「宿題や持ち物の忘れ物が多い」(35.6%)、中学校では「学校を休みがちである」(37.2%)、高校全日制では「精神的な不安定さがある」(32.2%)、高校定時制・通信制では「学校を休みがちである」(52.0%)となった。

図表7 「子ども若者ケアラー」の学校生活の状況

区分	全体 (n= 507)	小学校 (n=160)	中学校 (n=207)	高校全日制 (n=115)	高校定時制・ 通信制 (n=25)
学校を休みがちである	161 31.8%	44 27.5%	77 37.2%	27 23.5%	13 52.0%
遅刻や早退が多い	130 25.6%	36 22.5%	65 31.4%	27 23.5%	2 8.0%
保健室で過ごしていることが多い	27 5.3%	6 3.8%	14 6.8%	7 6.1%	0 0.0%
精神的な不安定さがある	164 32.3%	50 31.3%	71 34.3%	37 32.2%	6 24.0%
身だしなみが整っていない	55 10.8%	25 15.6%	27 13.0%	3 2.6%	0 0.0%
学力が低下している	125 24.7%	49 30.6%	65 31.4%	10 8.7%	1 4.0%
宿題や持ち物の忘れ物が多い	119 23.5%	57 35.6%	49 23.7%	10 8.7%	3 12.0%
保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	124 24.5%	43 26.9%	59 28.5%	18 15.7%	4 16.0%
学校に必要なものを用意してもらえない	42 8.3%	25 15.6%	13 6.3%	4 3.5%	0 0.0%
部活を途中でやめてしまった	29 5.7%	0 0.0%	22 10.6%	7 6.1%	0 0.0%
修学旅行や宿泊行事等を欠席する	22 4.3%	1 0.6%	16 7.7%	5 4.3%	0 0.0%
学校徴収金が遅れる、未払い	59 11.6%	25 15.6%	26 12.6%	8 7.0%	0 0.0%
学校生活での支障は感じない	109 21.5%	24 15.0%	42 20.3%	34 29.6%	9 36.0%
その他	58 11.4%	10 6.3%	26 12.6%	20 17.4%	2 8.0%
無回答	26 5.1%	15 9.4%	5 2.4%	6 5.2%	0 0.0%

図表8 「子ども若者ケアラー」の学校生活の状況(%)



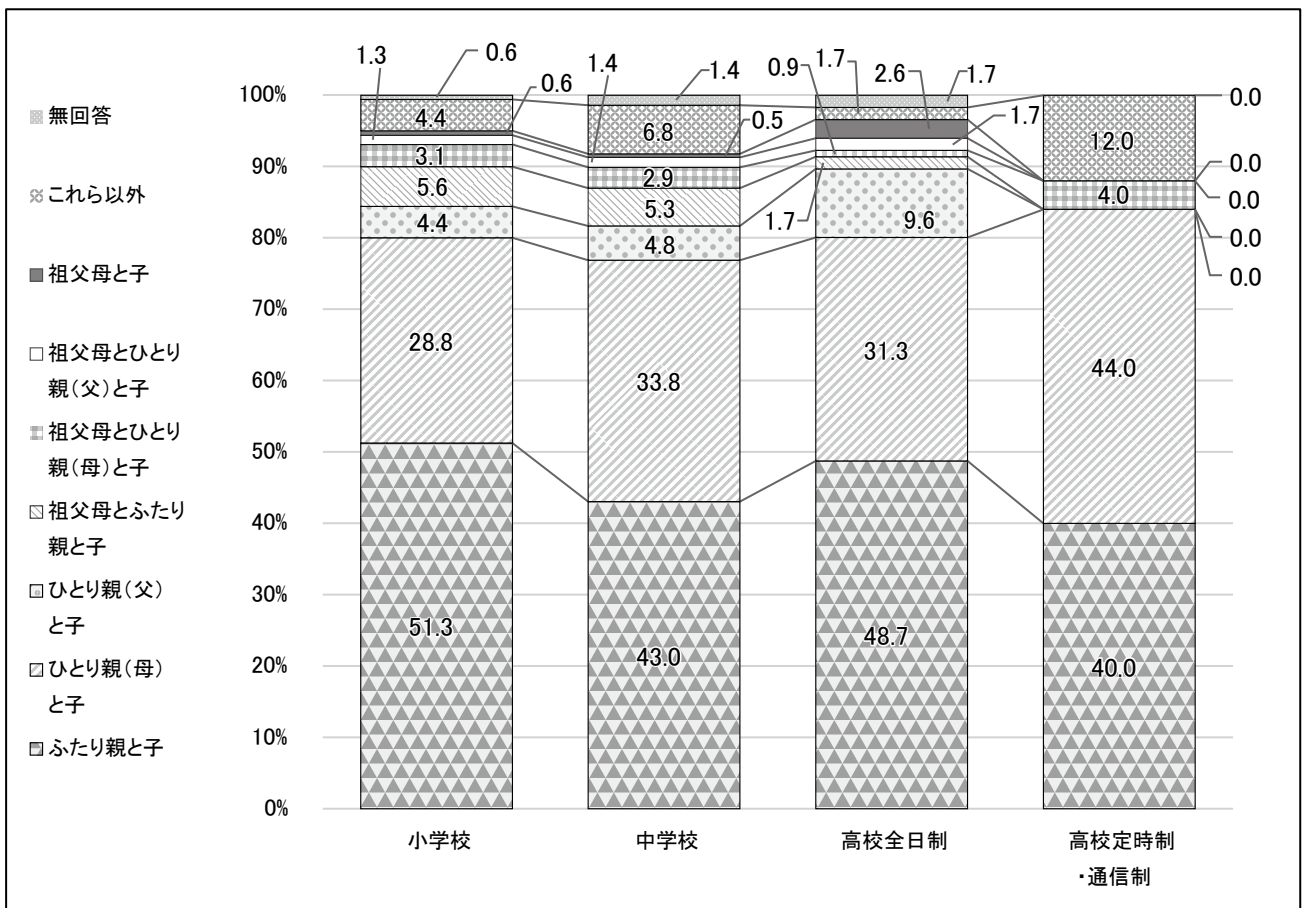
(4) 家族構成

家族構成では、「ふたり親と子」(46.7%)の家庭が最も多く、次いで「ひとり親(母)と子」(32.1%)となった。

図表9 家族構成

区分	全体 (n=507)	小学校 (n=160)	中学校 (n=207)	高校全日制 (n=115)	高校定時制・通信制 (n=25)
ふたり親と子	237 46.7%	82 51.3%	89 43.0%	56 48.7%	10 40.0%
ひとり親(母)と子	163 32.1%	46 28.8%	70 33.8%	36 31.3%	11 44.0%
ひとり親(父)と子	28 5.5%	7 4.4%	10 4.8%	11 9.6%	0 0.0%
祖父母とふたり親と子	22 4.3%	9 5.6%	11 5.3%	2 1.7%	0 0.0%
祖父母とひとり親(母)と子	13 2.6%	5 3.1%	6 2.9%	1 0.9%	1 4.0%
祖父母とひとり親(父)と子	7 1.4%	2 1.3%	3 1.4%	2 1.7%	0 0.0%
祖父母と子	5 1.0%	1 0.6%	1 0.5%	3 2.6%	0 0.0%
これら以外	26 5.1%	7 4.4%	14 6.8%	2 1.7%	3 12.0%
無回答	6 1.2%	1 0.6%	3 1.4%	2 1.7%	0 0.0%

図表10 家族構成



(5)学校側での「子ども若者ケアラー」のケア状況の把握

学校に対し、該当児童生徒の家庭でのケアの状況について、把握の有無を尋ねたところ、いずれの学校区分においても約80%が「把握している」と回答した。

図表11 学校側での「子ども若者ケアラー」のケア状況の把握

学校区分	把握している	把握していない	無回答
全体(n=507)	419 82.6%	45 8.9%	43 8.5%
小学校(n=160)	137 85.6%	15 9.4%	8 5.0%
中学校(n=207)	164 79.2%	25 12.1%	18 8.7%
高校全日制(n=115)	96 83.5%	4 3.5%	15 13.0%
高校定時制・通信制(n=25)	22 88.0%	1 4.0%	2 8.0%

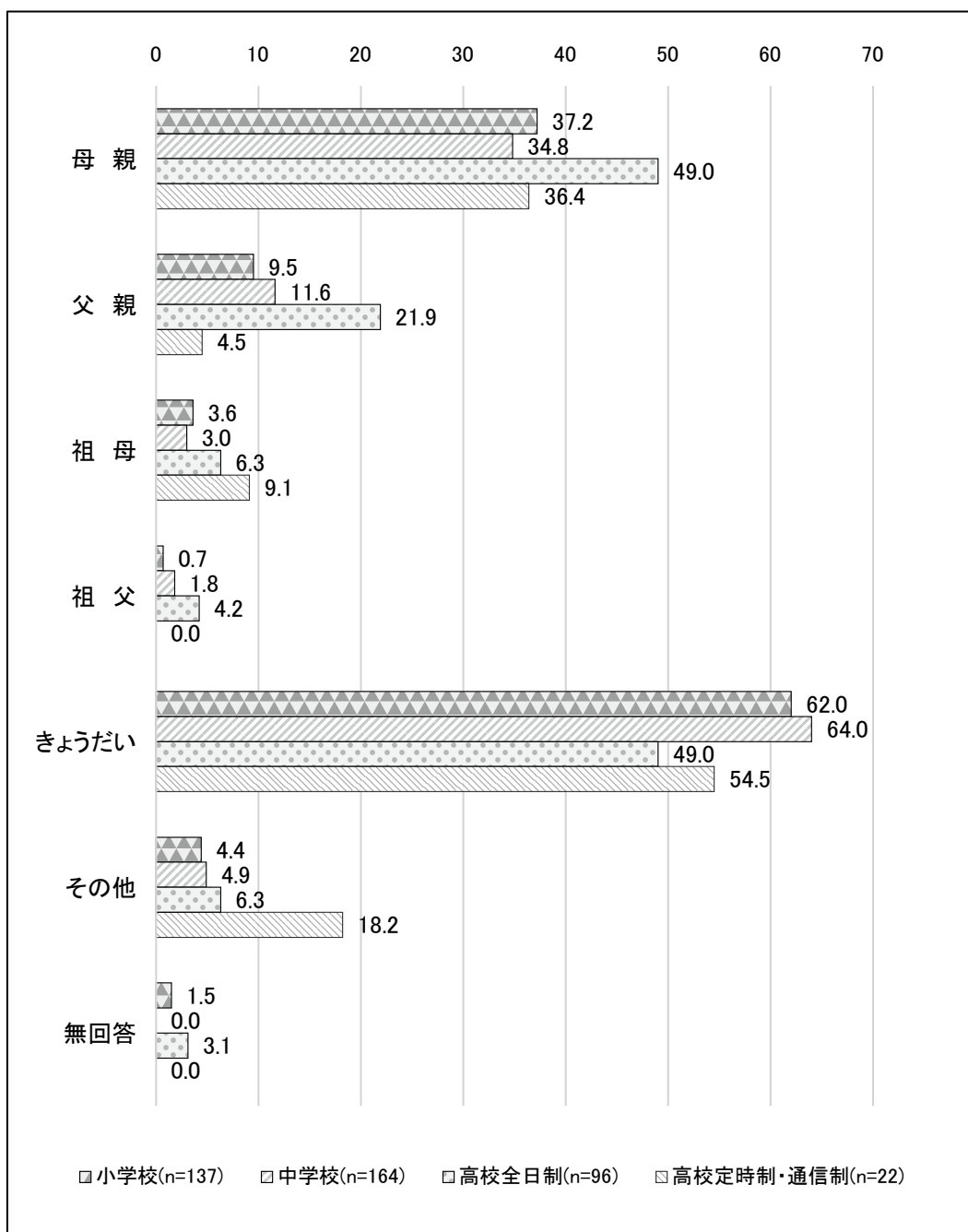
(6)「子ども若者ケアラー」がケアをしている人(複数回答)

「ケアの状況を把握している」と回答した419件のうち、「子ども若者ケアラー」がケアをしている人は、「きょうだい」(59.4%)が最も多く、次いで「母親」(38.9%)となった。

図表12 「子ども若者ケアラー」がケアをしている人

学校区分	母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
全体(n=419)	163 38.9%	54 12.9%	18 4.3%	8 1.9%	249 59.4%	24 5.7%	5 1.2%
小学校(n=137)	51 37.2%	13 9.5%	5 3.6%	1 0.7%	85 62.0%	6 4.4%	2 1.5%
中学校(n=164)	57 34.8%	19 11.6%	5 3.0%	3 1.8%	105 64.0%	8 4.9%	0 0.0%
高校全日制(n=96)	47 49.0%	21 21.9%	6 6.3%	4 4.2%	47 49.0%	6 6.3%	3 3.1%
高校定時制・通信制(n=22)	8 36.4%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	12 54.5%	4 18.2%	0 0.0%

図表 13 「子ども若者ケアラー」がケアしている人(%)



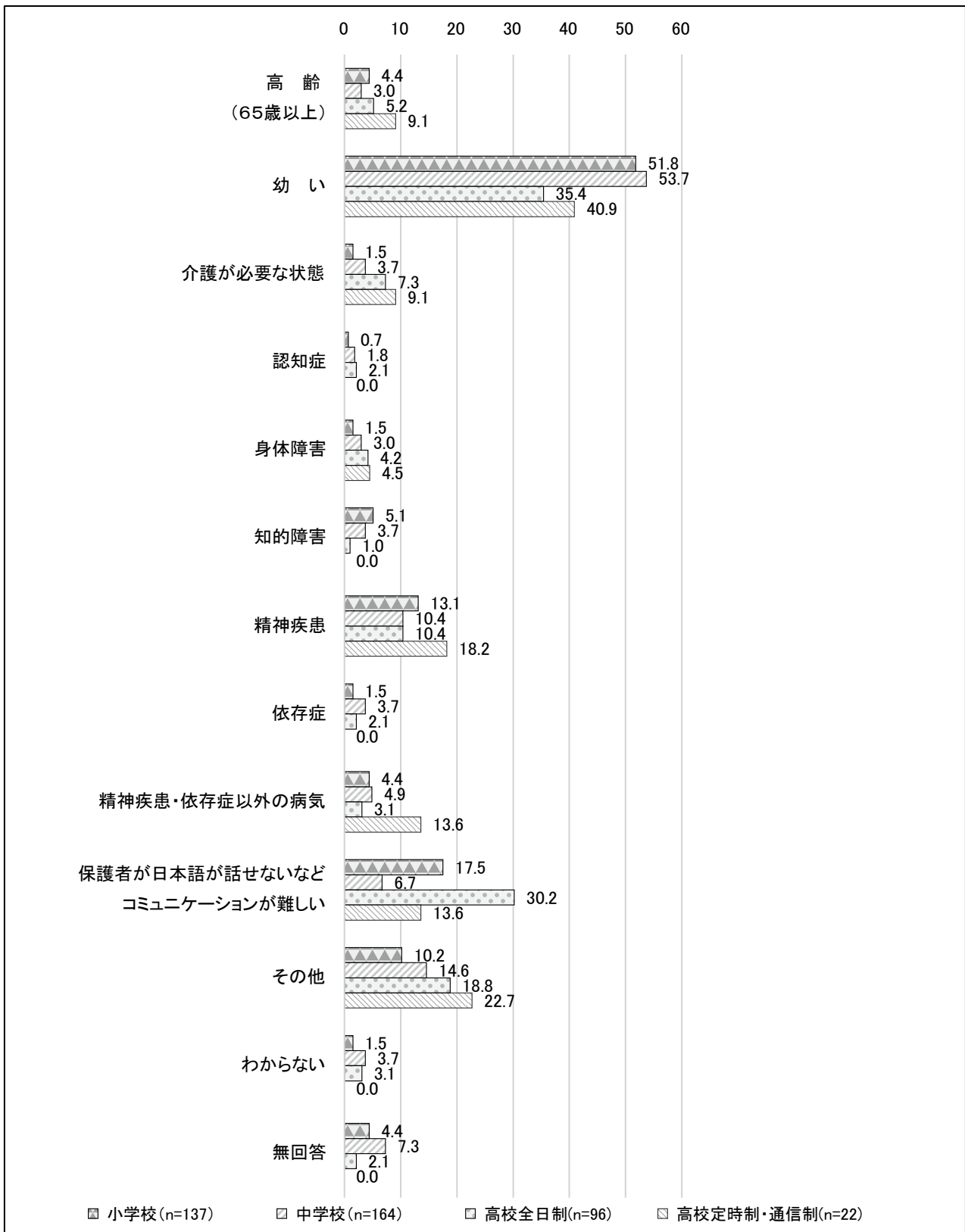
(7)ケアを必要としている人の状況(複数回答)

「子ども若者ケアラー」がケアをしている人の状況は、「若い」(48.2%)が最も多く、次いで「保護者が日本語を話せないなどコミュニケーションが難しい」(16.0%)となった。

図表 14 ケアを必要としている人の状況

区分	全体 (n= 419)	小学校 (n=137)	中学校 (n=164)	高校全日制 (n=96)	高校定時制 ・通信制 (n=22)
高齢 (65歳以上)	18 4.3%	6 4.4%	5 3.0%	5 5.2%	2 9.1%
若い	202 48.2%	71 51.8%	88 53.7%	34 35.4%	9 40.9%
介護が必要な状態	17 4.1%	2 1.5%	6 3.7%	7 7.3%	2 9.1%
認知症	6 1.4%	1 0.7%	3 1.8%	2 2.1%	0 0.0%
身体障害	12 2.9%	2 1.5%	5 3.0%	4 4.2%	1 4.5%
知的障害	14 3.3%	7 5.1%	6 3.7%	1 1.0%	0 0.0%
精神疾患	49 11.7%	18 13.1%	17 10.4%	10 10.4%	4 18.2%
依存症	10 2.4%	2 1.5%	6 3.7%	2 2.1%	0 0.0%
精神疾患・依存症以外の病気	20 4.8%	6 4.4%	8 4.9%	3 3.1%	3 13.6%
保護者が日本語が話せないなど コミュニケーションが難しい	67 16.0%	24 17.5%	11 6.7%	29 30.2%	3 13.6%
その他	61 14.6%	14 10.2%	24 14.6%	18 18.8%	5 22.7%
わからない	11 2.6%	2 1.5%	6 3.7%	3 3.1%	0 0.0%
無回答	20 4.8%	6 4.4%	12 7.3%	2 2.1%	0 0.0%

図表 15 ケアを必要としている人の状況(%)



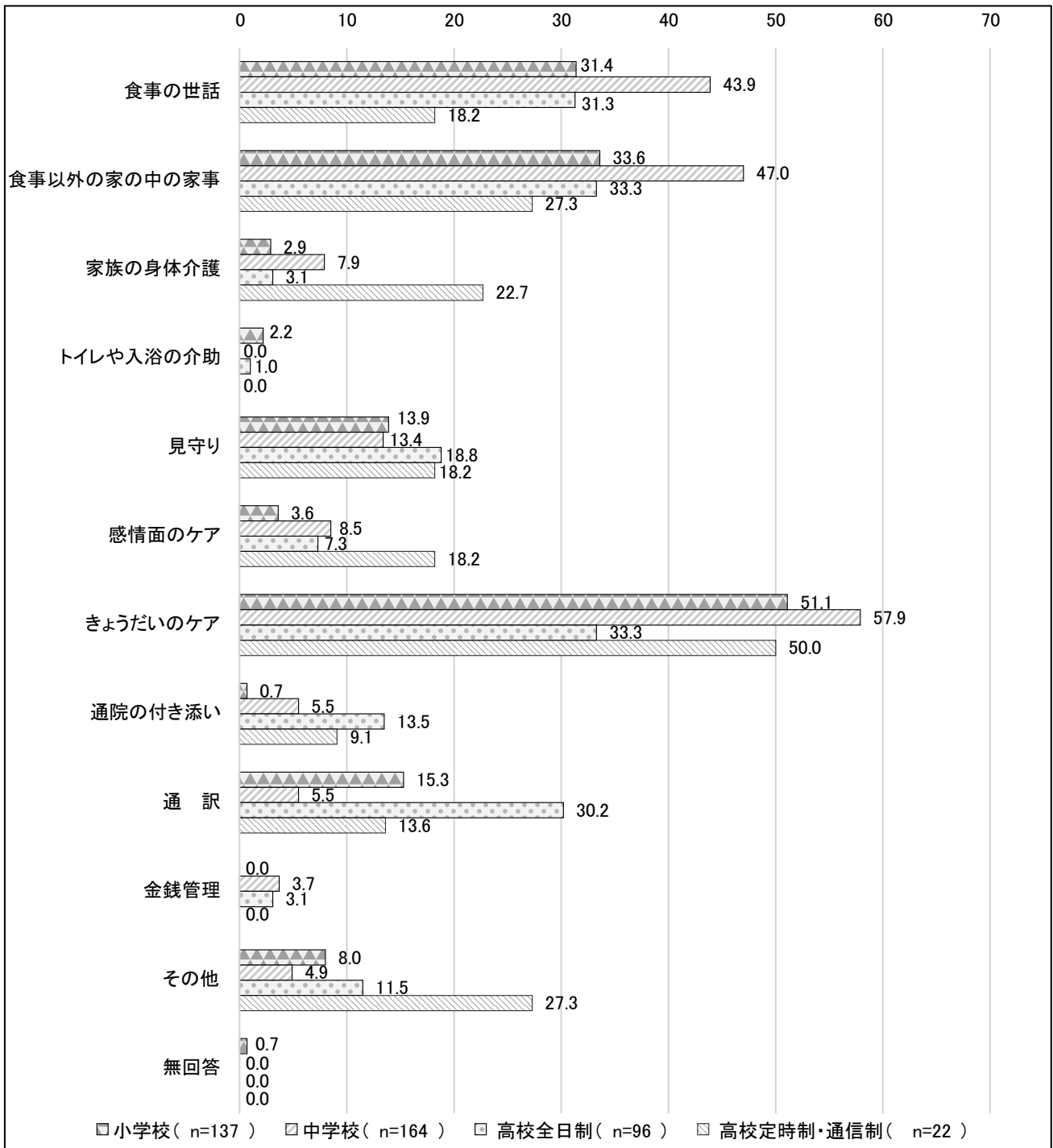
(8)「子ども若者ケアラー」がしているケアの内容(複数回答)

「子ども若者ケアラー」がしているケアの内容は、「きょうだいのケア」(49.6%)が最も多く、次いで「食事以外の家の中の家事」(38.4%)となった。

図表 16 「子ども若者ケアラー」がしているケアの内容

区分	全体 (n=419)	小学校 (n=137)	中学校 (n=164)	高校全日制 (n=96)	高校定時制 ・通信制 (n=22)
食事の世話	149 35.6%	43 31.4%	72 43.9%	30 31.3%	4 18.2%
食事以外の家の中の家事	161 38.4%	46 33.6%	77 47.0%	32 33.3%	6 27.3%
家族の身体介護	25 6.0%	4 2.9%	13 7.9%	3 3.1%	5 22.7%
家族の身体介護のうち、 トイレや入浴の介助	4 1.0%	3 2.2%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%
見守り	63 15.0%	19 13.9%	22 13.4%	18 18.8%	4 18.2%
感情面のケア	30 7.2%	5 3.6%	14 8.5%	7 7.3%	4 18.2%
きょうだいのケア	208 49.6%	70 51.1%	95 57.9%	32 33.3%	11 50.0%
通院の付き添い	25 6.0%	1 0.7%	9 5.5%	13 13.5%	2 9.1%
通 訳	62 14.8%	21 15.3%	9 5.5%	29 30.2%	3 13.6%
金銭管理	9 2.1%	0 0.0%	6 3.7%	3 3.1%	0 0.0%
その他	36 8.6%	11 8.0%	8 4.9%	11 11.5%	6 27.3%
無回答	1 0.2%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

図表 17 「子ども若者ケアラー」がしているケアの内容(%)



(9)学校の行った支援、外部との連携

学校が行った支援や、外部との連携・支援について、自由記述で尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

【家庭との連携】

- ・家庭訪問
- ・親との話し合い(電話等含む)
- ・行政手続きの支援
- ・定期的な教育相談

【本人への対応】

- ・子どもの思いの聞き取り
- ・見守り
- ・クラスに居場所をつくる。輝ける場を設けている。
- ・学習補助
- ・通訳(プリント類の翻訳)
- ・提出物の期限の緩和
- ・学校に必要な物の貸出
- ・登校支援、心理面の支援

【外部機関との連携】

- ・市の子ども担当課、要保護児童対策地域協議会、児童相談所などとの連携、情報共有
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携
- ・民生委員に本人の学校での様子を伝えている。
- ・学習支援に参加している(地域の方の見守り)。
- ・保健師の紹介
- ・通院補助

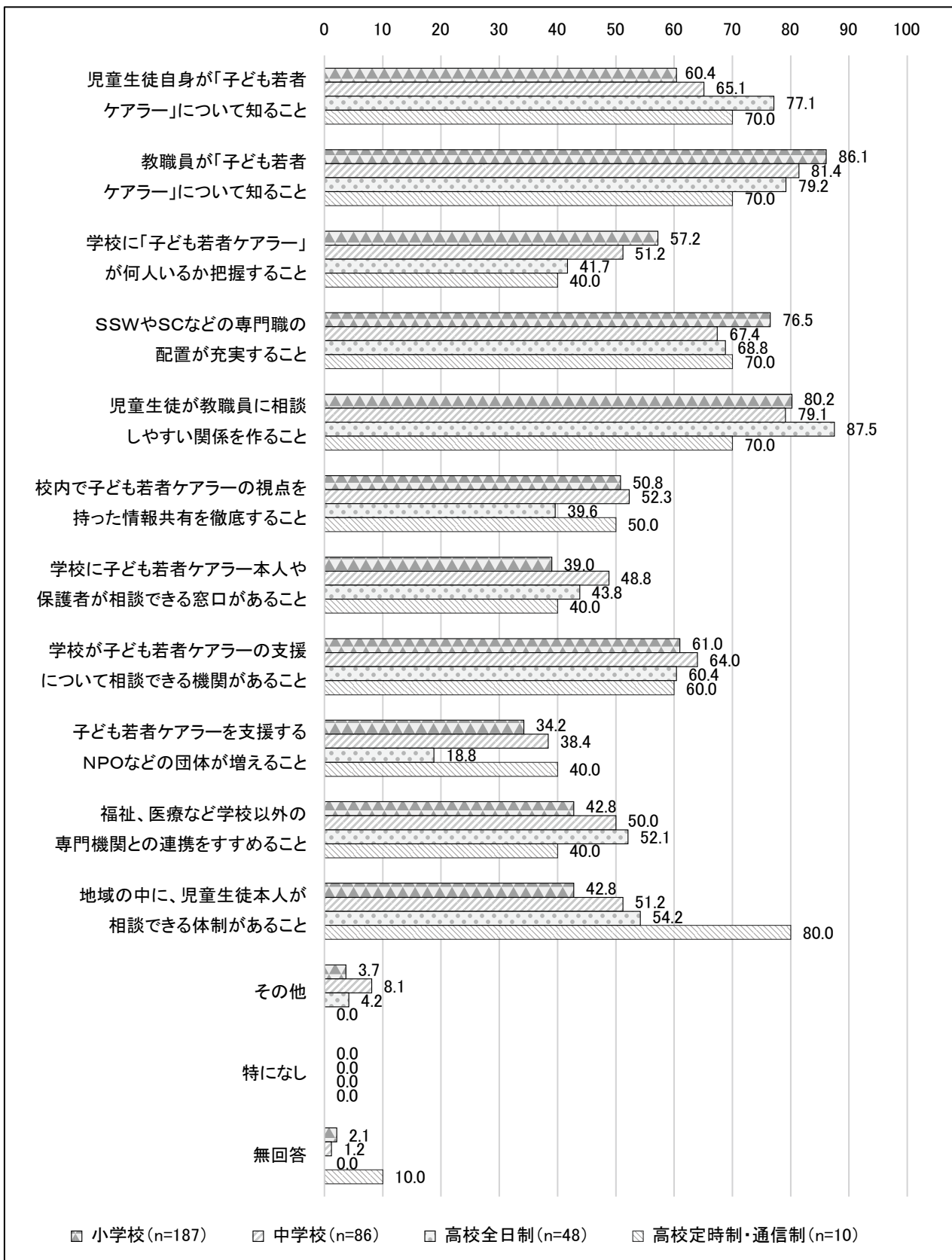
6. 「子ども若者ケアラー」を支援するために必要だと思うこと(全学校対象・複数回答)

「子ども若者ケアラー」が「いない」「わからない」と回答した学校も含め、全ての学校に対し、「子ども若者ケアラーを支援するために、必要だと思うこと」を尋ねたところ、小中学校では「教職員が子ども若者ケアラーについて知ること」、高校全日制では「児童生徒が教職員に相談しやすい関係を作ること」、高校定時制・通信制では「地域の中に、児童生徒本人が相談できる体制があること」がそれぞれ最も多かった。

図表 18 「子ども若者ケアラー」を支援するために必要だと思うこと

区分	全体 (n=331)	小学校 (n=187)	中学校 (n=86)	高校全日制 (n=48)	高校定時制・ 通信制 (n=10)
児童生徒自身が「子ども若者ケアラー」について知ること	213 64.4%	113 60.4%	56 65.1%	37 77.1%	7 70.0%
教職員が「子ども若者ケアラー」について知ること	276 83.4%	161 86.1%	70 81.4%	38 79.2%	7 70.0%
学校に「子ども若者ケアラー」が何人いるか把握すること	175 52.9%	107 57.2%	44 51.2%	20 41.7%	4 40.0%
SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること	241 72.8%	143 76.5%	58 67.4%	33 68.8%	7 70.0%
児童生徒が教職員に相談しやすい関係を作ること	267 80.7%	150 80.2%	68 79.1%	42 87.5%	7 70.0%
校内で「子ども若者ケアラー」の視点を持った情報共有を徹底すること	164 49.5%	95 50.8%	45 52.3%	19 39.6%	5 50.0%
学校に「子ども若者ケアラー」本人や保護者が相談できる窓口があること	140 42.3%	73 39.0%	42 48.8%	21 43.8%	4 40.0%
学校が「子ども若者ケアラー」の支援について相談できる機関があること	204 61.6%	114 61.0%	55 64.0%	29 60.4%	6 60.0%
「子ども若者ケアラー」を支援するNPOなどの団体が増えること	110 33.2%	64 34.2%	33 38.4%	9 18.8%	4 40.0%
福祉、医療など学校以外の専門機関との連携をすすめること	152 45.9%	80 42.8%	43 50.0%	25 52.1%	4 40.0%
地域の中に、児童生徒本人が相談できる体制があること	158 47.7%	80 42.8%	44 51.2%	26 54.2%	8 80.0%
その他	16 4.8%	7 3.7%	7 8.1%	2 4.2%	0 0.0%
特になし	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	6 1.8%	4 2.1%	1 1.2%	0 0.0%	1 10.0%

図表 19 「子ども若者ケアラー」を支援するために必要だと思うこと(%)



7. 「子ども若者ケアラー」の把握・支援の上で学校の対応が難しいこと

(全学校対象)

「子ども若者ケアラー」の把握・支援にあたり、学校では対応が難しいと感じることについて自由記述で尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

○家庭の事情に対し、学校が踏み込む内容に限界があり、こちらの思いを伝えすぎても対立関係になってしまうことがある。学校は担任や担当が1年ずつ変わっていくので、継続して支援していくためにも、外部からの指導や見守りが不可欠である。(小学校)
○子どもや若者が今の状態(介護やケア)を当たり前だと思っていると表面化しにくい。(小学校)
○家庭の問題であり実態が見えにくいいため、把握が困難であること。多くの子どもや若者は、自身がケアラーであることを認識していないため、相談したり助けを求めることができないこと。(小学校)
○児童の姉や兄がヤングケアラーである家庭もあるが、18歳を超えていたりして、要保護児童対策地域協議会のケースにはならず、どのように連携して支援するのが良いのかわからない。(小学校)
○家庭の問題や課題を背景に抱えているケースが多く、介入の手立てや方法が難しい。(中学校)
○どこまでが家の「お手伝い」で、どこからがヤングケアラーにあたるのか、線引きが大変難しい。(中学校)
○家庭訪問や相談活動を通じてヤングケアラーに気づいたり、把握したりという部分は学校が担うことは可能です。しかし、その後の家庭の環境調整や、保護者や児童生徒の家庭生活への支援という福祉的な部分については、学校には権限がなく、対応が非常に難しい。(中学校)
○外部機関とどのようにつないでいけばよいのか、アドバイスがほしい。(高校)
○家庭のことを語らない生徒も多く、支援につなげる難しさがあると感じる。関係機関には「子ども若者ケアラー」に該当する生徒がいれば、可能な限り共有していただきたい。(高校)
○「子ども若者ケアラー」だけの問題ではなく、家庭環境のことについては、学校でできることには限界がある。また、市などの福祉などにつながっていただくことにハードルの高さを感じる。保護者にとって福祉や医療とつながることは、こちらが思っている以上に躊躇される印象がある。(高校)

8. 支援に関する意見

「子ども若者ケアラー」の支援に関する意見として、自由記述で尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

○ケアラーとまではいなくても、その予備軍となる子どもも多くいるため、その時点で支援が入れるような体制を作ることも必要だと思う。(小学校)
○「子ども若者ケアラー」についての認知が低いと感じる。まずはその実態について、教職員が知ることが大切であると思う。いつでも相談できる体制づくり、社会づくりが必要である。(小学校)
○「子ども若者ケアラー」に関わる具体的な事例について、研修会等で学ぶ機会を持ちたい。(小学校)
○「子ども若者ケアラー」への支援を行うときには、本人だけでなく家族全体への包括的な支援が必要だと思う。(小学校)
○「子ども若者ケアラー」の状態もさまざまで、子どもたちのとらえかたもさまざまなので、それぞれの子どもの願いに沿った支援がしていけたらと思う。(中学校)
○「子ども若者ケアラー」と思われる生徒は出てきませんでしたが(本校は 0 人)、つかめていないだけで、いないとは言えません。手伝いという名目のもと、グレーな生徒は多いと思います。(高校)

9. 学校へのヒアリング調査

(1)ヒアリング調査の実施概要

「子ども若者ケアラー」の支援体制・連携のあり方を考える際の参考とするために、「子ども若者ケアラー」の具体的な状況や支援策などについて、ヒアリング調査を実施した。

○調査の実施日程

2021年12月～2022年1月

○実施対象校と対象者

実態調査に回答した小学校、中学校、高校全日制、高校定時制・通信制から9校を抽出し、各学校で「子ども若者ケアラー」の対応にあたっている担当者に対し、ヒアリング調査を行った。

○主なヒアリング項目

- ・家族構成
- ・「子ども若者ケアラー」が担っているケアの内容
- ・学校で「子ども若者ケアラー」を把握した経緯
- ・ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響
- ・学校等の対応等状況
- ・学校としての思い

(2)ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査の内容をもとに、支援者が把握している「子ども若者ケアラー」の様子や、教員等が行っている支援、感じている課題等について紹介する。

(※個人情報に配慮し、状況の解釈に支障のない範囲で情報の一部を加工した)

事例1 小学生	
家族構成	母親、本人、きょうだい
ケアの内容	・きょうだいに医療的ケアが必要で、登校前に本人がきょうだいの登校準備に多くの時間をかけている。
学校の把握経緯	・本人の話から把握したほか、きょうだいが通っていた学校からも情報を得ていた。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	・学校生活には支障はない。
学校等の対応等状況	・保護者のほか、行政、学童保育指導員、養護教諭、看護師、病院関係者と話ができる関係を作っており、本人の様子についても各方面から情報を得ることができている。保護者も以前よりも悩みや状況を話してくれるようになった。
学校としての思い	・本ケースは関係者がよく連携できている事例。医療的ケアが必要なことに加え、保護者が支援を求める声をあげてくれたため、多くの機関が連携してサポートできたと感じている。

事例2 小学生	
家族構成	父親、本人
ケアの内容	・家事全般をかなり多く担っている。
学校の把握経緯	・本人が教師に話す内容から把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	・精神的に大きなストレスを感じている様子が見える。 ・学校も休みがちである。
学校等の対応等状況	・担任が声かけしながら様子を見守っている。本人は通級指導教室に通っており、個別指導の際に教員が様子や気持ちを聞くようにしている。その際、本人も気持ちを話してくれている。 ・今は通級指導教室に通う必要はなくなっているが、学校としては「どこかで本人の気持ちが話せる場が必要」との認識を持っており、本人へのサポート的な関わりができる場として継続して通ってもらっている。
学校としての思い	・登校はできているので、他機関への支援としてはあげにくいと感じている。また、家庭内のことなので、学校も関与しづらいと感じている。

事例3 中学生	
家族構成	母親、本人、きょうだい
ケアの内容	・毎日のように、きょうだいの世話と家事全般をしている。朝はきょうだいを学校に送った後に、自分は遅れて学校に登校する。
学校の把握経緯	・要保護児童対策地域協議会のケースとして把握した。本人が学校を休む時も、母親から学校に「家の都合で休ませる」との連絡があり、把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	・遅刻が多い。 ・長い間登校しておらず、学習の遅れなどが心配される。
学校等の対応等状況	・母親もしんどさを抱えており、「支援が必要な家庭」との認識で、学校でも教員が本人の登校時に頻繁に声掛けをしている。きょうだいを送った後に登校することについて、本人は「きょうだいとして当然」との思いを持っているため、学校としては見守るしかなかった。 ・現在は登校しておらず、担任や他の教員が定期的に家を訪問しているものの、本人には会えていない状況である。オンラインを使って本人と週1回の面談はできている。
学校としての思い	・教員が定期的に家庭を訪問し、行政担当課などにも連絡し連携はしているが、家庭状況を改善できるようなことまではできていない。これ以上のことを学校が行うことには限界を感じている。

事例4 高校生	
家族構成	父親、母親、本人、きょうだい
ケアの内容	・きょうだいの世話をしており、育児・家事全般を働く両親に代わって行っている状況である。 ・母親は学校からの文書等の処理に難があり、書類提出などに支援が必要な状況である。
学校の把握経緯	・中学校からの引継ぎと、要保護児童対策地域協議会のケースとして把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	・学校を休みがちであり、遅刻早退が多い。 ・提出書類の遅れや忘れが多い。 ・最終的に退学した。
学校等の対応状況	・学校を休みがちなため学校で学習サポートをし、市の発達支援センターとも連携を取り見守り支援をしていた。 ・要保護児童対策地域協議会のケースであり、会議に参加するなどしていた。 ・しかし、市外へ引っ越し予定のため、今後は市の支援が途切れる可能性がある。
学校としての思い	・本件は要保護児童対策地域協議会でも検討を重ねていたが、解決できなかった。心配なケースで福祉機関につながったものの、結局学校から離れることになってしまった。今後、本人の困り感を誰が引き出して支援してくれるのか、という葛藤がある。 ・これまでも福祉機関につなげた生徒は多いが、登校はできても家庭内の問題については解決できていないものが多く、何とかならないか、どこにつながればよいのか悩んでいる。

事例5 高校生	
家族構成	父親、母親、本人
ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が外国籍で日本語が話せないため、保護者の通院や役所の付き添い、通訳のために学校を休む。 ・親が働けない時期に、アルバイトで家計を助けていた。
学校の把握経緯	・出身中学からの引き継ぎにより把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を休みがちである。 ・提出書類の遅れや忘れが多い。 ・学業に影響があり、進級が難しくなっている。
学校等の対応等状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の担当課に連絡した。 ・普段は学校生活の中で気かけながら見守っている。
学校としての思い	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にどこまで家族の通訳を担っているかは、家庭の中のことであり、見えてこないところがある。 ・また、進級に影響が出ているが、こうした生徒たちは学校から離れると見えなくなってしまうため、少しでも学校につなぎとめたいと思っている。

事例6 高校生	
家族構成	母親、本人
ケアの内容	・本人は家事全般のほか、母親の介護、通院等の付き添いもしている。
学校の把握経緯	・出身中学からの引き継ぎにより把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	・学校を休みがちである。
学校等の対応等状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本人には教育相談担当教員が話をするようにしている。 ・教員が付き添って地域の関係機関にもつなげたが、今は本人は行っていない。 ・家庭へ連絡したいが、母親も介護が必要な状態のため連絡できない状況である。
学校としての思い	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭のことなので入りこむにも難しさはあるが、出身中学から生徒の状況を聞き取ったり、生徒の地域の関係機関などつなげたりしながら、サポートを続けている。 ・本校には家庭の事情など、何らかの理由があって入学している生徒が多く、学校としても生徒の生活も含めて学業を続けられるように丁寧にサポートしていくことが大事だと思っている。学校長はじめ校内には教員が生徒の生活を含めて支援していくことに理解があり、動きやすいと感じている。

事例7 高校生	
家族構成	母親、本人、きょうだい
ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母親にもサポートが必要で、家事なども担っている。 ・きょうだいの世話のほか、働いて家計を助けている。
学校の把握経緯	・出身中学からの引き継ぎと、本人からの話から把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に支障はない。 ・本人も元気に登校し、学校生活に積極的に取り組んでいる
学校等の対応等状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携しているほか、担任が頻繁に気にかけるようにしている。 ・本人の中学時代の担任と連絡を取りながら、家庭の状況の把握や母親への支援も含め、本人に関わっている。
学校としての思い	<ul style="list-style-type: none"> ・母親へのサポートだけでなく、きょうだいへのサポートも必要で、ケアの頻度も程度も高いと感じるが、本人は「しんどい」とは言わずにポジティブにとらえている様子があるため見守っている状況である。 ・学校ではできるだけ実態把握には努めるが、支援に関しては市町と連携しながら方法を模索したいと考えている。 ・学校では家計を助けるためにアルバイトをしている生徒もいる。それが悪いわけではないため、「子ども若者ケアラー」について生徒たちにどのように伝えるかについてはとても慎重に考えている。

第3章 要保護児童対策地域協議会への調査の結果

1. 調査対象

県内19市町の要保護児童対策地域協議会の事務局に対して実施した。

2. 回答状況

配布数	回答数	回答率
19	18	94.7%

3. 「子ども若者ケアラー」の有無と該当数、学年

令和3年度9月末現在の要保護児童対策地域協議会におけるケース登録数を尋ねた。18機関での登録数の合計は、1万171件であった。

各協議会で取り扱うケースの中で、「子ども若者ケアラー」がいるかを尋ねたところ、「いる」は15機関(83.3%)、「いない」は2機関(11.1%)、「わからない」も1機関あった。

「いる」と回答した15機関で「子ども若者ケアラー」として捉えているケース数を尋ねたところ、合計132件となった。この132件の学年別の内訳では、小学生(46件)が最も多く、次いで中学生(42件)となった。

また、各機関が把握している「子ども若者ケアラー」が家族に対して行っているケアの内容は、「食事の世話」「食事以外の家の中の家事」が最も多く、次いで「きょうだいのケア」となった。

図表 20 令和3年9月末現在の全登録 ケース数

区分	合計
令和3年9月末現在の全ケース登録件数	10,171 件

図表 21 「子ども若者ケアラー」の有無

区分	いる	いない	わからない
機関数(n=18)	15	2	1
	83.3%	11.1%	5.6%

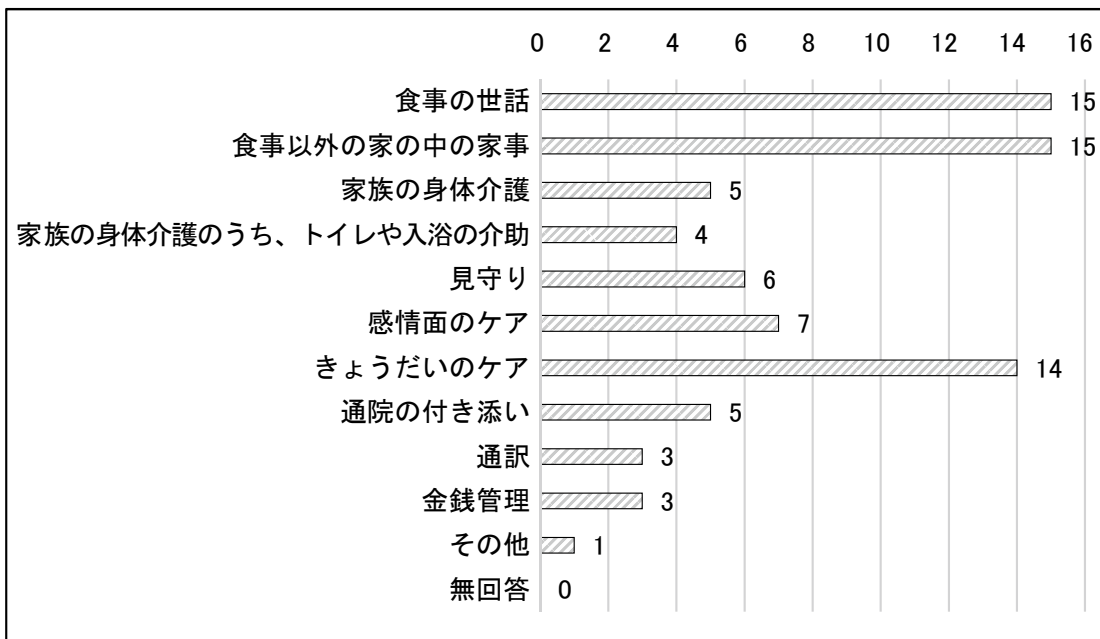
図表 22 「子ども若者ケアラー」の人数

「いる」機関の把握している子ども若者ケアラーの合計数	132件(人)
----------------------------	---------

図表 23 「子ども若者ケアラー」の数と学年別の内訳

区分	小学 1～3年	小学 4～6年	中学生	高校生	所属なし (15～17歳)	その他
件数 (n=132)	14	32	42	33	2	9
	10.6%	24.2%	31.8%	25.0%	1.5%	6.8%

図表 24 機関が把握している「子ども若者ケアラー」が家族に対して行っているケアの内容
(n=15、複数回答)



4. 「子ども若者ケアラー」の状況

令和3年9月末現在までのケースから、「子ども若者ケアラー」について 最大 10 件、個人票を用いて具体的な状況を尋ねたところ、82 件の回答があった。

(1) 基本情報

性別は、「男性」が 25.0%、「女性」が 75.0%となった。現在の学年は、「中学生」(36.3%)が最も多く、次いで「小学4～6年生」(27.5%)となった。同居する家族の構成では「ひとり親(母)と子ども」(46.3%)が最も多く、次いで「ふたり親と子」(34.1%)となった。また、同居者では「母親」(89.0%)が最も多く、次いで「きょうだい」(85.4%)となった。

図表 25 性別

区分	男	女	その他
件数 (n=80)	20	60	0
	25.0%	75.0%	0.0%

※性別、学年・年齢は、複数回答があった2件を除いた 80 件で集計した

図表 26 学年・年齢

区分	件数 (n=80)	割合
就学前	1	1.3%
小学1～3年生	4	5.0%
小学4～6年生	22	27.5%
中学生	29	36.3%
高校生	18	22.5%
所属なし (15～17歳)	2	2.5%
不明	0	0.0%
その他	2	2.5%
無回答	2	2.5%

図表 27 同居する家族の構成

区分	件数 (n=82)	割合
ふたり親と子	28	34.1%
ひとり親(母)と子	38	46.3%
ひとり親(父)と子	8	9.8%
祖父母とふたり親と子	1	1.2%
祖父母とひとり親(母)と子	3	3.7%
祖父母とひとり親(父)と子	0	0.0%
祖父母と子	0	0.0%
これら以外	4	4.9%

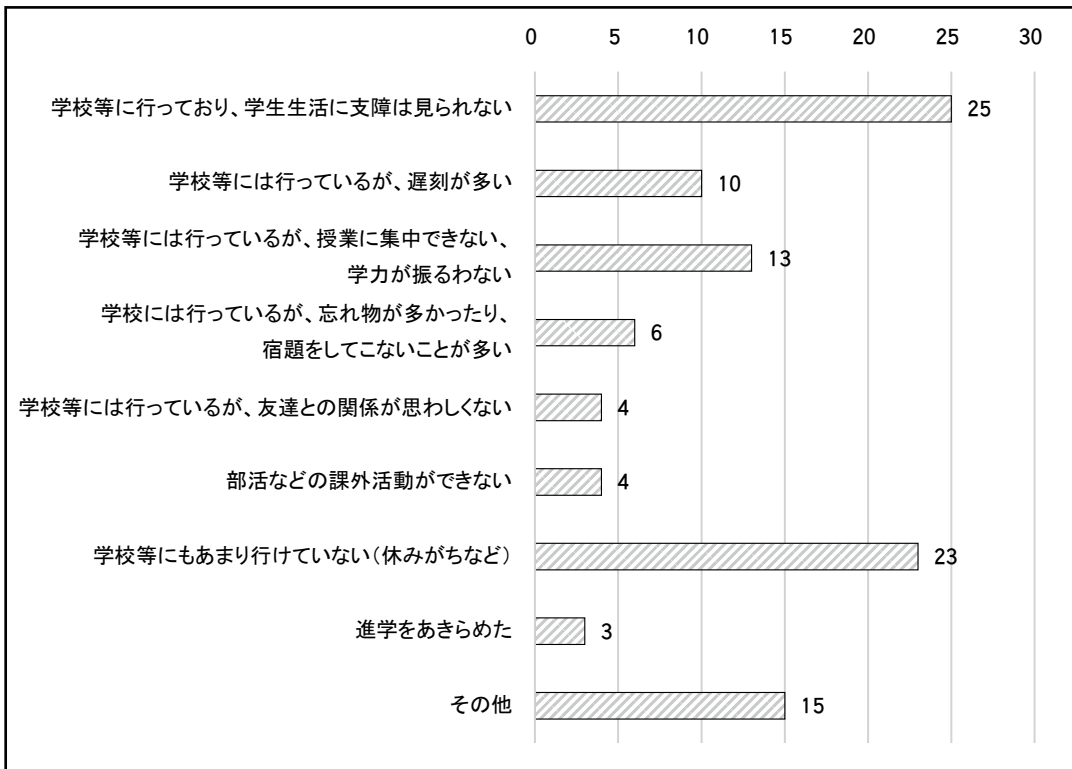
図表 28 同居者(複数回答)

区分	件数 (n=82)	割合
母親	73	89.0%
父親	39	47.6%
きょうだい	70	85.4%
祖母	4	4.9%
祖父	4	4.9%
その他	4	4.9%

(2) 学校生活等への影響(複数回答)

学校生活等への影響については、複数回答で尋ねたところ、「学校等に行っており、学校生活に支障は見られない」が最も多く、次いで「学校等にもあまり行けていない(休みがち)」となった。

図表 29 学校生活への影響(n=82)



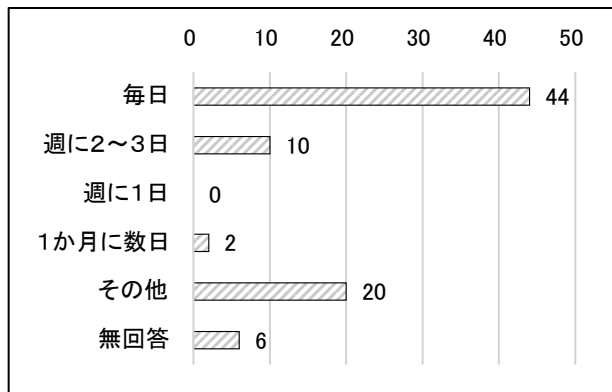
(3) ケアの具体的な状況

ケアの頻度では、「毎日」(53.7%)が最も多かった。また、ケアを行っている対象者では、「きょうだい」(68.3%)が最も多く、次いで「母親」(40.2%)となった。さらに、ケアを行っている対象者別に、介護・障害などのケアの必要な理由等を尋ねたところ、「きょうだいが若い」(「きょうだい」+「若い」)(58.9%)が最も多く、次いで「母親に精神障害がある」(「母親」+「精神障害」)(36.4%)となった。

ケアをすることになった理由(複数回答)としては、「年下のきょうだいがいるため」(58.5%)が最も多く、次いで「ひとり親家庭であるため」(48.8%)となった。

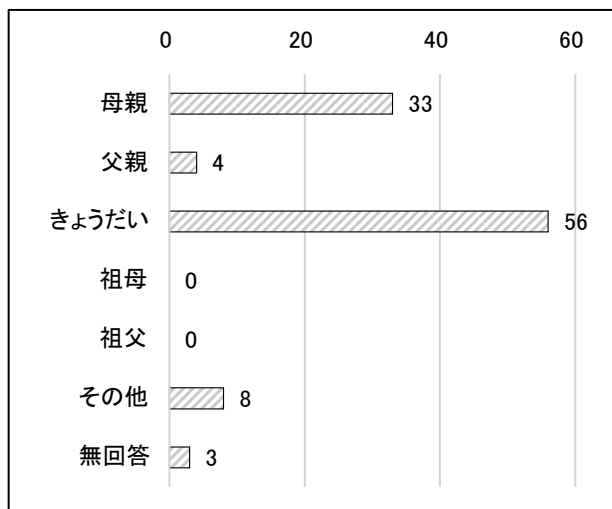
図表 30 ケアの頻度

区分	毎日	週に2~3日	週に1日	1か月に数日	その他	無回答
全体 (n=82)	44 53.7%	10 12.2%	0 0.0%	2 2.4%	20 24.4%	6 7.3%



図表 31 ケアを行っている対象者(複数回答)

区分	母親	父親	きょうだい	祖母	祖父	その他	無回答
全体 (n=82)	33 40.2%	4 4.9%	56 68.3%	0 0.0%	0 0.0%	8 9.8%	3 3.7%



図表 32 ケアを行っている対象者別 介護・障害等の有無(複数回答)

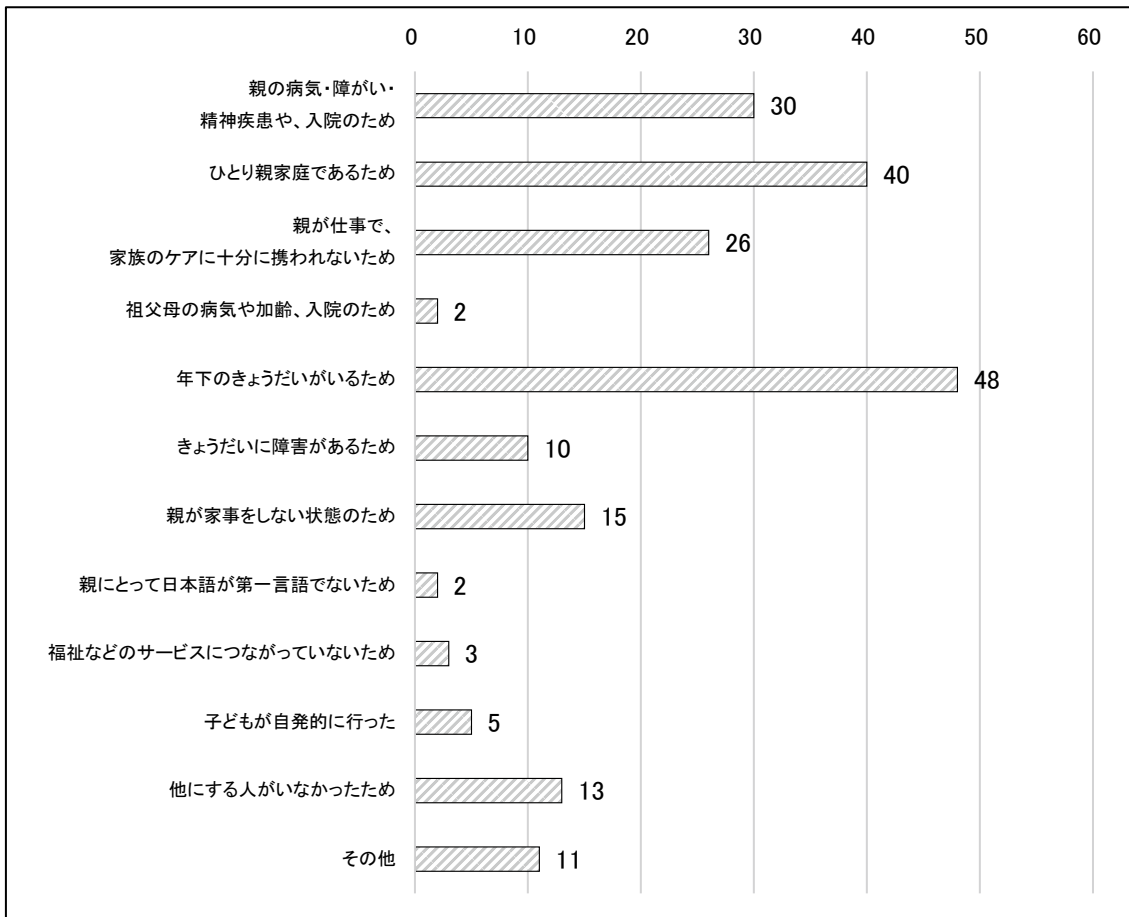
区分	要支援・介護	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	依存症	幼い	その他	無回答
母親(n=33)	1 3.0%	1 3.0%	2 6.1%	12 36.4%	0 0.0%	2 6.1%	0 0.0%	7 21.2%	10 30.3%
父親(n=4)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%
きょうだい (n=56)	0 0.0%	2 3.6%	7 12.5%	0 0.0%	3 5.4%	0 0.0%	33 58.9%	0 0.0%	18 32.1%
祖母(n=0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
祖父(n=0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他(n=8)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	4 50.0%	1 12.5%	3 37.5%

図表 33 ケアを行っている対象者別 ケアの内容(複数回答)

区分	食事の世話	家の中の家事	身の回りの世話	トイレ・入浴介助	見守り	感情面のケア	きょうだいのケア	通院の付き添い	通訳(日本語や手話など)	金銭管理	その他	無回答
母親(n=33)	8 24.2%	23 69.7%	1 3.0%	0 0.0%	7 21.2%	9 27.3%	2 6.1%	6 18.2%	2 6.1%	0 0.0%	2 6.1%	1 3.0%
父親(n=4)	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
きょうだい (n=56)	20 35.7%	15 26.8%	9 16.1%	4 7.1%	15 26.8%	3 5.4%	49 87.5%	1 1.8%	0 0.0%	1 1.8%	1 1.8%	1 1.8%
祖母(n=0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
祖父(n=0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他(n=8)	3 37.5%	5 62.5%	2 25.0%	0 0.0%	4 50.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

図表 34 ケアをすることになった理由(n=82、複数回答)

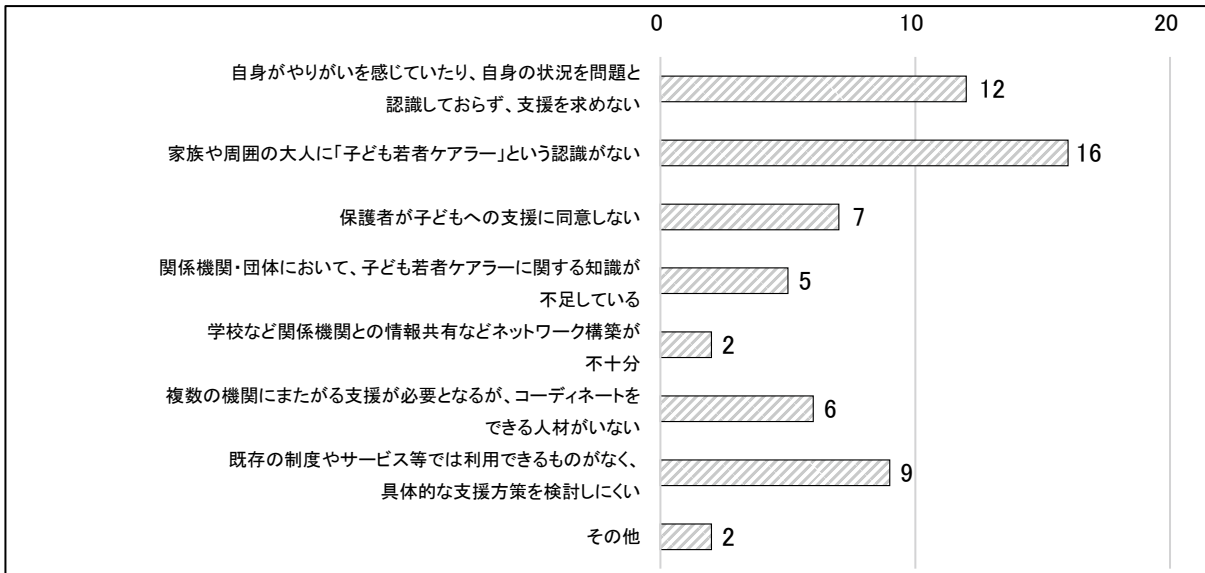
区分	件数(n=82)	割合
親の病気・障がい・精神疾患や、入院のため	30	36.6%
ひとり親家庭であるため	40	48.8%
親が仕事で、家族のケアに十分に携われないため	26	31.7%
祖父母の病気や加齢、入院のため	2	2.4%
年下のきょうだいがいるため	48	58.5%
きょうだいに障害があるため	10	12.2%
親が家事をしない状態のため	15	18.3%
親にとって日本語が第一言語でないため	2	2.4%
福祉などのサービスにつながないため	3	3.7%
子どもが自発的に行った	5	6.1%
他にする人がいなかったため	13	15.9%
その他	11	13.4%



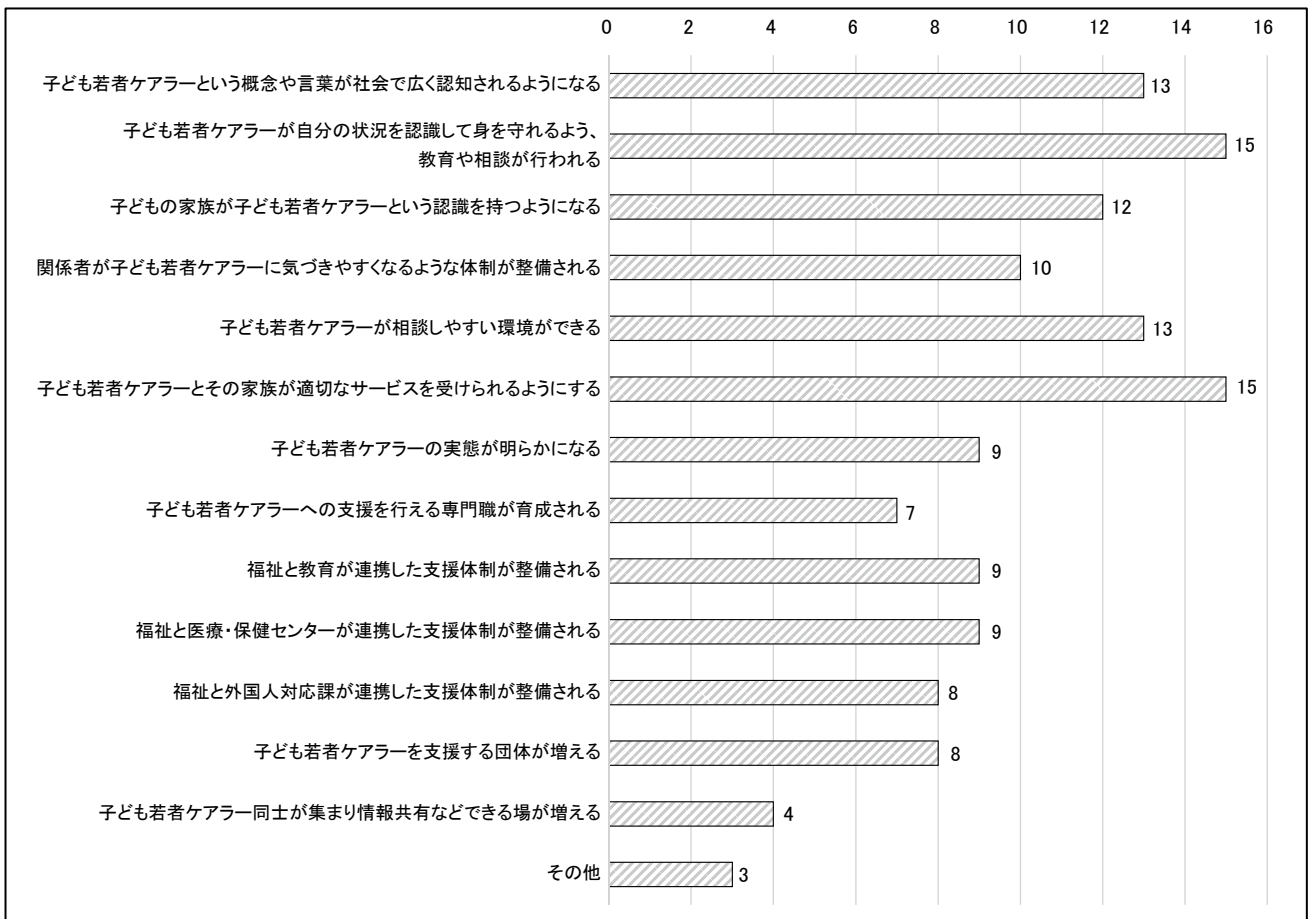
5. 支援する際の課題と、支援するために社会全体に期待すること

「子ども若者ケアラー」を支援する際の課題と、支援のために社会全体に期待することを尋ねたところ、課題では「家族や周囲の大人に『子ども若者ケアラー』という認識がない」が最も多く、社会への期待では「ケアを担っている子どもたち本人が自分の状況を認識して身を守れるよう、教育や相談が行われる」「ケアを担っている子どもとその家族が適切なサービスを受けられるようにする」が最も多かった。

図表 35 「子ども若者ケアラー」を支援する際、課題として考えられること(n=18、複数回答)



図表 36 「子ども若者ケアラー」を支援するために、社会全体に期待すること(n=18、複数回答)



第4章 相談支援機関への調査の結果

1. 調査対象

以下のように県内の高齢、障害および生活困窮者支援の相談支援機関と、県・市町行政の高齢、障害、生活困窮者支援および子ども若者の各担当課を対象に実施した。

- ・地域包括支援センター(58件)
- ・障害の相談支援機関(131件)
- ・生活困窮者の自立相談支援機関(24件)
- ・県・市町の高齢、障害、生活困窮者自立支援および子ども若者の各担当課

2. 回答状況

機関区分	配布数	回答数	回答率
地域包括支援センター	58	18	31.0%
障害の相談支援機関	131	11	8.4%
自立相談支援機関	24	13	54.2%
県と市町の高齢・障害・生活困窮および子ども若者の各担当課	—	22	(※1) 集まった回答を集計
その他	—	4 (※2)	—

(※1)県と19市町には高齢、障害、生活困窮者支援、子ども若者担当の4つの課に調査票を配布した。市町で複数分野を担当する課もあるなど体制が異なるため、回答率は出していない。

(※2)機関種別回答で「その他」と回答したものが4件あった。このため、全回答数は68機関となる。

3. 「子ども若者ケアラー」の有無と該当数、内訳

各機関や窓口で担当している家庭や相談の中に、「子ども若者ケアラー」がいるかを尋ねた。回答した68機関のうち、「いる」、「いない」とも23機関(33.8%)であった。「いる」とした23機関で把握している「子ども若者ケアラー」の合計数は73件であった。

また、「いる」とした23機関に対し、把握している「子ども若者ケアラー」が家族に対して行っているケアの内容を尋ねたところ、「食事の世話」(78.3%)が最も多く、次いで「食事以外の家の中の家事」(60.9%)となった。

図表 37 相談支援機関における「子ども若者ケアラー」の有無

機関区分	いる	いない	わからない
全体(n=68)	23 33.8%	23 33.8%	22 32.4%
地域包括支援センター(n=18)	4 22.2%	6 33.3%	8 44.4%
障害の相談支援機関(n=11)	5 45.5%	5 45.5%	1 9.1%
自立相談支援機関(n=13)	3 23.1%	8 61.5%	2 15.4%
県市町担当課(n=22)	8 36.4%	4 18.2%	10 45.5%
その他(n=4)	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%

図表 38 家族に対して行っているケアの内容(複数回答)

区分	件数 (n=23)	割合
食事の世話	18	78.3%
食事以外の家の中の家事	14	60.9%
家族の身体介護	8	34.8%
家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助	8	34.8%
見守り	12	52.2%
感情面のケア	9	39.1%
きょうだいのケア	9	39.1%
通院の付き添い	7	30.4%
通訳	1	4.3%
金銭管理	1	4.3%
その他	7	30.4%
無回答	0	0.0%

図表 39 各機関の「子ども若者ケアラー」の数

「子ども若者ケアラー」数	1人	2人	3~4人	5~9人	10人以上	無回答	
機関数 (n=23)	6	5	6	4	1	1	合計数
割合	26.1%	21.7%	26.1%	17.4%	4.3%	4.3%	73件(人)

4. 「子ども若者ケアラー」の状況

令和3年9月末現在までのケースから、「子ども若者ケアラー」について 最大3件、個人票を用いて具体的な状況を尋ねたところ、54件の回答があった。

(1) 基本情報

性別は、「女性」が 55.6%、「男性」が 44.4%となった。年代では、「18~29歳」(31.5%)が最も多く、次いで「中学生」(27.8%)となった。家族構成では、「ひとり親(母)と子」(25.9%)が多く、次いで「ふたり親と子」(18.5%)となった。

図表 40 性別

区分	女性	男性
件数(n= 54)	30	24
割合	55.6%	44.4%

図表 41 年代

区分	就学前	小学生	中学生	高校生	所属なし (15歳~ 17歳)	18歳~ 29歳	不明	その他
件数(n= 54)	0	11	15	10	1	17	0	0
割合	0.0%	20.4%	27.8%	18.5%	1.9%	31.5%	0.0%	0.0%

図表 42 家族構成

区分	ふたり親 と子	ひとり親 (母)と子	ひとり親 (父)と 子	祖父母 とふたり 親と子	祖父母と ひとり親 (母)と子	祖父母と ひとり親 (父)と子	祖父母 と子	これら以外	無回答
件数(n= 54)	10	14	2	2	7	1	2	16	0
割合	18.5%	25.9%	3.7%	3.7%	13.0%	1.9%	3.7%	29.6%	0.0%

(2)ケアの具体的な状況

ケアを行っている対象者を複数回答で尋ねたところ、「母親」(48.1%)が最も多く、次いで「きょうだい」(35.2%)となった。また、ケアを必要としている人の状況では、「知的障害」(27.8%)が最も多く、次いで「介護が必要な状態」(25.9%)となった。さらに、ケアの内容では、「見守り」(42.6%)が最も多く、次いで「食事の世話」(40.7%)となった。

図表 43 ケアを行っている対象者(複数回答)

区分	母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
件数 (n= 54)	26 48.1%	2 3.7%	8 14.8%	5 9.3%	19 35.2%	7 13.0%	1 1.9%

図表 44 ケアを必要としている人の状況(複数回答)

区分	件数(n=54)	割合
高齢(65歳以上)	9	16.7%
幼い	12	22.2%
介護が必要な状態	14	25.9%
認知症	10	18.5%
身体障害	11	20.4%
知的障害	15	27.8%
精神疾患	10	18.5%
依存症	1	1.9%
精神疾患・依存症以外の病気	4	7.4%
保護者が日本語が話せないなどコミュニケーションが難しい	0	0.0%
その他	5	9.3%
わからない	1	1.9%
無回答	1	1.9%

図表 45 ケアの内容(複数回答)

区分	件数(n=54)	割合
食事の世話	22	40.7%
食事以外の家の中の家事	21	38.9%
家族の身体介護	6	11.1%
家族の身体介護のうちトイレや入浴の介助	6	11.1%
見守り	23	42.6%
感情面のケア	18	33.3%
きょうだいのケア	11	20.4%
通院の付き添い	9	16.7%
通訳	0	0.0%
金銭管理	5	9.3%
その他	9	16.7%
無回答	0	0.0%

(3)相談支援機関が気づいたきっかけ

各機関が「子ども若者ケアラー」に気づいた理由やきっかけについて、自由記述で尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

○介護保険の申請をされた後、実態把握をするために面談をして把握した。(地域包括支援センター)
○祖母が行方不明になった際、母と連絡がつかず子どもが祖母を保護した警察署へ迎えに行ってくれた。(地域包括支援センター)
○担当ケアマネジャーからサービス担当者会議開催にあたり、本人と祖父の関係性について相談があり把握した。(地域包括支援センター)
○学校での聞き取り、ケア児のサービス提供のために障害者自立支援課が聞き取りを行ったところ、ケアの存在が明らかとなった。(障害の相談支援機関)
○就労の訓練時に、「家族の通院付き添いで休まなければならない」という理由で欠席があり、家族の都合に本人があわせざるを得ないという状況が判明した。(障害の相談支援機関)
○地域の民生委員から、この家庭の生活面・金銭面が心配と支所に相談があり、当室につなぎ状況把握する中で分かった。(市町の生活困窮者自立相談支援担当課)
○姉の学力支援を行っている世帯で、高校進学後も定期的に関わりを持っている中で、当該事案が発生していることが判明した。(市町の生活困窮者自立相談支援担当課)
○学校からの連絡(市町の子ども若者担当課)

5. 「子ども若者ケアラー」を支援する際の課題(複数回答)

「子ども若者ケアラー」が「いない」と回答した機関も含めた全ての機関に対し、支援する際の課題を尋ねたところ 68 件の回答があり、「家族や周囲の大人に『子ども若者ケアラー』という認識がない」(66.2%)が最も多く、次いで「福祉分野や教育分野など複数の分野にまたがる支援のコーディネートができる人材や機関がない」(55.9%)となった。

図表 46 「子ども若者ケアラー」を支援する際の課題(複数回答)

区分	件数(n= 68)	割合
子ども若者自身がやりがいを感じていたり、問題と認識しておらず、支援を求めない	30	44.1%
家族や周囲の大人に、「子ども若者ケアラー」という認識がない	45	66.2%
保護者が子ども若者への支援に同意しない	23	33.8%
専門職や関係機関・団体に、「子ども若者ケアラー」に関する認識や知識が不足している	26	38.2%
学校など関係機関との情報共有などネットワーク構築が不十分	34	50.0%
福祉分野や教育分野など複数の分野にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材や機関がない	38	55.9%
既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい	33	48.5%
その他	5	7.4%
無回答	1	1.5%

6. 支援するために社会全体に期待すること

社会全体に期待することを尋ねたところ 68 件の回答があり、「ケアを担っている子ども若者とその家族が適切なサービスを受けられるようになる」(76.5%)が最も多く、次いで「ケアを担っている子ども若者が相談しやすい環境ができる」(75.0%)となった。

図表 47 「子ども若者ケアラー」支援のために社会全体に期待すること(複数回答)

区分	件数(n= 68)	割合
「子ども若者ケアラー」が社会で広く認知されるようになる	42	61.8%
ケアを担っている子ども若者本人が自分の状況を認識して身を守れるよう、教育や相談が行われる	48	70.6%
子どもの家族が「子ども若者ケアラー」という認識を持つようになること	39	57.4%
専門職や関係者が「子ども若者ケアラー」に気づきやすくなるような研修体制が整備されること	34	50.0%
ケアを担っている子ども若者が相談しやすい環境ができる	51	75.0%
ケアを担っている子ども若者とその家族が適切なサービスを受けられるようになる	52	76.5%
「子ども若者ケアラー」の実数や実態が明らかになる	28	41.2%
支援する専門職が育成される	29	42.6%
福祉と教育が連携した支援体制が整備される	47	69.1%
福祉と医療・保健センターが連携した支援体制が整備される	32	47.1%
福祉と外国人対応課が連携した支援体制が整備される	22	32.4%
「子ども若者ケアラー」を支援する団体が増える	26	38.2%
「子ども若者ケアラー」が集まり情報共有などをできる場が増える	21	30.9%
その他	1	1.5%

第5章 民生委員・児童委員への調査の結果

1. 調査対象

県内の民生委員・児童委員(3,381人)を対象に実施した。

2. 回答状況

配布数	回答数	回答率
3,381	2,077	61.4%

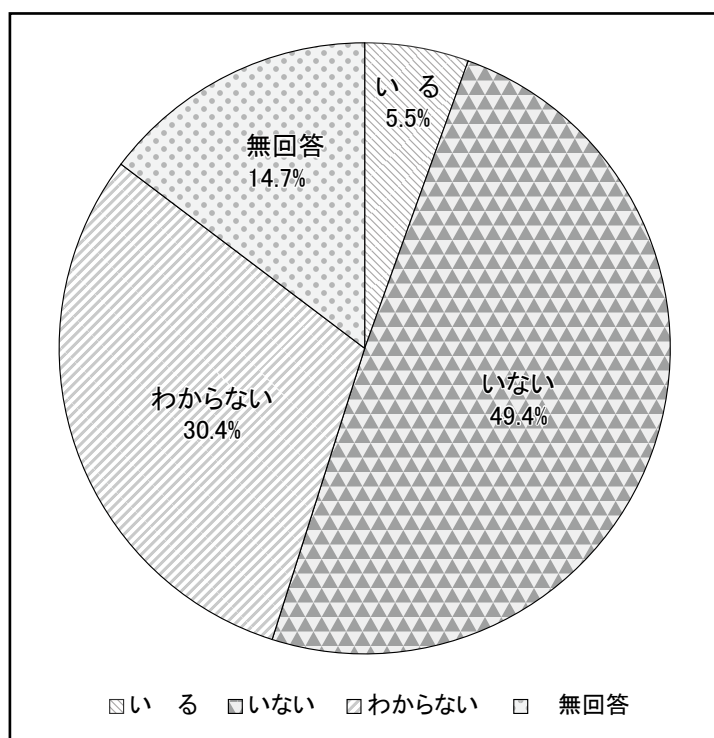
3. 「子ども若者ケアラー」の有無と該当数、ケアの内容

「子ども若者ケアラー」の有無を尋ねたところ、「いない」は1,026人(49.4%)、「いる」は114人(5.5%)だった。「いる」と回答した人が把握している「子ども若者ケアラー」数は、合計で163人となった。

また、「いる」と回答した人に対し、「子ども若者ケアラー」が家族に対して行っているケアの内容を尋ねたところ、「きょうだいのケア」(48.2%)が最も多く、次いで「食事の世話」(45.6%)となった。

図表 48 「子ども若者ケアラー」の有無

区分	回答件数	いる	いない	わからない	無回答
全体	2,077	114 5.5%	1,026 49.4%	631 30.4%	306 14.7%



図表 49 活動の中で把握している「子ども若者ケアラー」と思われる対象者の人数

合計数	163 件(人)
-----	----------

図表 50 家族に行っているケアの内容(複数回答)

区分	件数 (n=114)	割合
食事の世話	52	45.6%
食事以外の家の中の家事	49	43.0%
家族の身体介護	19	16.7%
家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助	10	8.8%
見守り	25	21.9%
感情面のケア	16	14.0%
きょうだいのケア	55	48.2%
通院の付き添い	12	10.5%
通 訳	18	15.8%
金銭管理	7	6.1%
その他	11	9.6%
無回答	5	4.4%

4.「子ども若者ケアラー」の状況

担当する地域や家庭等に「子ども若者ケアラー」が「いる」と回答した人に対し、最大3件、個人票を用いて該当ケースの具体的な状況を尋ねたところ、135件の回答があった。

(1)基本情報

性別は、「女性」が62.2%、「男性」が30.4%となった。年代では、「中学生」(33.3%)が最も多く、次いで「小学生」(28.1%)となった。家族構成では「ひとり親(母)と子」(34.1%)が最も多く、次いで「ふたり親と子」(32.6%)となった。

図表 51 性別

区分	女性	男性	その他	無回答
件数(n=135)	84 62.2%	41 30.4%	1 0.7%	9 6.7%

図表 52 学年

区分	就学前	小学生	中学生	高校生	所属なし (15歳～ 17歳)	18～20代	不明	その他	無回答
件数(n=135)	2 1.5%	38 28.1%	45 33.3%	17 12.6%	2 1.5%	17 12.6%	3 2.2%	5 3.7%	6 4.4%

図表 53 家族構成

区分	ふたり親と 子	ひとり親 (母)と子	ひとり親 (父)と子	祖父母 とふたり 親と子	祖父母と ひとり親 (母)と子	祖父母と ひとり親 (父)と子	祖父母 と子	これら 以外	無回答
件数(n=135)	44 32.6%	46 34.1%	10 7.4%	6 4.4%	6 4.4%	1 0.7%	5 3.7%	13 9.6%	4 3.0%

(2)ケアの具体的な状況(複数回答)

ケアをしている人を複数回答で尋ねたところ、「きょうだい」(47.4%)が最も多く、次いで「母親」(40.7%)となった。ケアを必要としている人の状況では、「若い」(29.6%)が最も多く、次いで「高齢(65歳以上)」(17.8%)となった。ケアの内容では、「食事の世話」(43.0%)が最も多く、次いで「食事以外の家の中の家事」「きょうだいのケア」(38.5%)となった。

図表 54 ケアをしている人(複数回答)

区分	母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
件数(n=135)	55 40.7%	7 5.2%	11 8.1%	6 4.4%	64 47.4%	6 4.4%	12 8.9%

図表 55 ケアを必要としている人の状況(複数回答)

区分	件数 (n=135)	割合
高齢(65歳以上)	24	17.8%
若い	40	29.6%
介護が必要な状態	13	9.6%
認知症	6	4.4%
身体障害	10	7.4%
知的障害	10	7.4%
精神疾患	17	12.6%
依存症	3	2.2%
精神疾患・依存症以外の病気	6	4.4%
保護者が日本語が話せないなどコミュニケーションが難しい	15	11.1%
その他	11	8.1%
わからない	4	3.0%
無回答	22	16.3%

図表 56 しているケアの内容(複数回答)

区分	件数 (n=135)	割合
食事の世話	58	43.0%
食事以外の家の中の家事	52	38.5%
家族の身体介護	17	12.6%
家族の身体介護のうちトイレや入浴の介助	8	5.9%
見守り	34	25.2%
感情面のケア	18	13.3%
きょうだいのケア	52	38.5%
通院の付き添い	10	7.4%
通 訊	17	12.6%
金銭管理	6	4.4%
その他	14	10.4%
無回答	12	8.9%

(3) 民生委員・児童委員が気づいたきっかけ

民生委員・児童委員が、「子ども若者ケアラー」に気づいたきっかけについて自由記述で尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

○ケアマネからの情報提供
○学校との懇談会で話を聞いた。
○学校から話を聞いた。
○学校との情報交換
○近所であり、時々見かける。
○父親の急死により母子家庭となったため、状況把握のために訪問した際に知った。(残された母親が外国籍で、漢字が読めないようだ)
○毎朝スクールガードをしており、子どもの頻繁な遅刻や、登校しない様子をきっかけに把握した。
○自治会長として訪問した際、母親の日本語の理解度が低かったことから気づいた。
○訪問で把握した。
○赤ちゃん訪問の時に、子どもが多いことから把握。親から「支援はないか」とも聞かれた。
○近隣住民からの情報により把握した。

5. 「子ども若者ケアラー」を支援する際の課題(複数回答)

「子ども若者ケアラー」が「いない」「わからない」と回答した人も含めて、回答者全員に対し支援する際の課題として考えられることを尋ねたところ、「家族や周囲の大人に『子ども若者ケアラー』という認識がない」(61.0%)が最も多く、次いで「学校など関係機関等との情報共有などネットワーク構築が不十分」(58.4%)となった。

図表 57 子ども若者ケアラーの支援をする際の課題

区分	件数 (n=2,077)	割合
子ども若者自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない	690	33.2%
家族や周囲の大人に、「子ども若者ケアラー」という認識がない	1,268	61.0%
保護者が子ども若者への支援に同意しない	575	27.7%
専門職や関係機関・団体に、「子ども若者ケアラー」に関する認識や知識が不足している	688	33.1%
学校など関係機関との情報共有などネットワーク構築が不十分	1,214	58.4%
福祉分野や教育分野など複数の分野にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材や機関がない	937	45.1%
既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい	553	26.6%
その他	168	8.1%
無回答	53	2.6%

6. 支援のために担当地域で実施していること・今後実施する予定のこと

「子ども若者ケアラー」の支援等について、すでに実施していることや今後の実施予定について尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

<input type="checkbox"/> 特に実施予定がない。／わからない。
<input type="checkbox"/> 学校でのケース会議の中で情報交換している。
<input type="checkbox"/> 全国的にも問題であり、今後学習をしていく必要があると考えている。
<input type="checkbox"/> 動画の研修会を受講した。
<input type="checkbox"/> 該当者が出てくれば、関係者と相談しながら支援していきたい。
<input type="checkbox"/> 通常の見守りでは把握は難しい。ネットワークづくりが必要だと感じている。学校との共有を進めたい。

7. 支援するために社会全体に期待すること

「子ども若者ケアラー」を広く支援するために、社会全体に期待することを尋ねたところ、2,077件の回答があり、「子ども若者が相談しやすい環境ができる」(72.5%)が最も多く、次いで「子ども若者とその家族が適切なサービスを受けられるようになる」(68.6%)となった。

図表 58 社会全体に期待すること(複数回答)

区分	件数 (n=2,077)	割合
「子ども若者ケアラー」が社会で広く認知されるようになる	1,162	55.9%
ケアを担っている子ども若者本人が自分の状況を認識して身を守るよう、教育や相談が行われる	1,258	60.6%
子どもの家族が「子ども若者ケアラー」という認識を持つようになること	925	44.5%
専門職や関係者が「子ども若者ケアラー」に気づきやすくなるような研修体制が整備されること	764	36.8%
ケアを担っている子ども若者が相談しやすい環境ができる	1,505	72.5%
ケアを担っている子ども若者とその家族が適切なサービスを受けられるようになる	1,425	68.6%
「子ども若者ケアラー」の実数や実態が明らかになる	472	22.7%
支援する専門職が育成される	759	36.5%
福祉と教育が連携した支援体制が整備される	1,193	57.4%
福祉と医療・保健センターが連携した支援体制が整備される	847	40.8%
福祉と外国人対応課が連携した支援体制が整備される	430	20.7%
「子ども若者ケアラー」を支援する団体が増える	662	31.9%
「子ども若者ケアラー」が集まり情報共有などができる場が増える	659	31.7%
その他	38	1.8%
無回答	88	4.2%

8. 把握や支援の上で、民生委員・児童委員ができると思うこと

「子ども若者ケアラー」の把握や支援をしていく上で、民生委員・児童委員ができることにはどんなことがあると思うか」を尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

○学校等との関係の強化、情報の共有
○情報を得たときには、無理のない範囲で実態を確かめる。
○子どもたちへの声かけを実施する。子どもの居場所をつくる。
○「子ども若者ケアラー」とはどのようなものかをよく知る。
○情報収集、住民から情報提供しやすいような関係を構築する。
○家庭内の様子を民生委員・児童委員が独自に知ることは難しいと思うので、学校等と連携して情報共有し、様子を見ながら必要なときにはすぐに関係機関に協力を求めることが大事だと思う。
○学校、教育・福祉などの関係機関との情報共有を今以上に進める。
○学校、行政等との連携・見守り
○訪問の徹底

9. 「子ども若者ケアラー」に関する意見(自由記述)

「子ども若者ケアラー」に関する意見などについて自由記述で尋ねたところ、主な回答は以下のとおりであった。

○「子ども若者ケアラー」の見分け方が難しい。
○「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)」の定義が難しい。
○「子ども若者ケアラー」という言葉を初めて聞いた。もっと認知され、子どもたちの支援が必要である。
○外部からはケアラーに該当するかわかりづらい。情報も入りにくい。
○見つけ出してもどうしたら良いのか、まったく理解できていない(知らない)。支援のあり方がわからない。
○「子ども若者ケアラー」を見つけ出したときにどのようにするか、学ぶ場が欲しい。
○社会で広く認知されるため、情報発信をしてほしい。
○社会全体で取り組みたい問題だと思う。
○地域的に、「子ども若者ケアラー」の実態が何も見えていません。
○実態が不明、家庭内の状況もつかめない。
○学校や関係機関との連携ができれば、民生委員も地域の中で見守りや支援をしたいと思う。

第6章 調査結果の総括と考察

本調査の実施にあたっては、「子ども若者ケアラー」に詳しい立命館大学教授の齋藤真緒氏に、アドバイザーとして助言を受けるとともに、調査結果の総括と考察をいただいた。

今後の「子ども若者ケアラー」支援に向けて

齋藤 真緒 氏

立命館大学 産業社会学部教授

2020年12月に厚生労働省と文部科学省がヤングケアラー本人の実態調査を実施し、少しずつではあるが、ヤングケアラーという言葉が普及すると同時に、各地方自治体での実態把握および具体的な支援策をめぐる検討がはじまっている。今回実施された調査は、滋賀県下における子ども若者ケアラー支援の具体化に向けた第一歩となるものであり、調査活動それ自体が、学校や関係機関・支援者への啓発としての意味合いを有している。

幼いきょうだいへのケア、家事、精神疾患をかかえる母親へのケア、外国ルーツの家族のサポートなど、今回の調査で明らかになった支援機関が把握しているケアの実態は、先行する他の実態調査の傾向と符合することが多い。他方で、「子ども若者ケアラー」あるいはヤングケアラーという言葉それ自体を知らなかった支援者や機関も少なからず存在していることが明らかになっており、支援者が何よりもまず、ケアラーおよびその家族の実態への理解を深めることが課題であるといえる。

◇支援の具体化に向けて

以下、調査結果から、今後の滋賀県下での「子ども若者ケアラー」支援の具体化に必要な視点を挙げたい。まず「子ども若者ケアラー」の発見にかかわる課題についてである。調査結果からも、日常生活上の小さな変化、精神的な不調など、子どもたちの困りごとに気づきやすいのは、学校現場の教員である。養護教諭やクラブの顧問など、数あるルートからの学校内での情報共有体制が重要である。しかし、自分の家庭のことを第三者に話すことに抵抗感をもっている子ども若者は少なくなく、家庭状況を把握することは容易ではない。子どもが、ちょっとしたことでも家族のことを話してもいいと思える、どんな気持ちでも受け止めてもらえる、子どもたちが安心できる環境や関係づくりが必要である。

他方、相談支援機関は、家族の中の要支援者とのコンタクトから家族状況を把握する立場にあるが、調査結果からは、「見守り」や「感情面のケア」など、ケアラーを媒介とした把握からは見えにくい家族のケア実態を把握できることが示唆された。なお、民生委員・児童委員は、家族状況の変化をきっかけとしたコンタクト、あるいは毎朝のスクールガードなど、「子ども若者ケアラー」との接点は非常に緩やかなものであることも明らかになった。福祉や医療といったケアに直接関連する現場だけではなく、子ども・若者相談窓口などは、教育機関とつながっていない子ども若者にとっては重要な接点になる。それぞれの職務の特性をいかした情報共有と連携、子ども若者がアクセスしやすい相談体制の構築が必要であろう。

◇連携に関する課題

次に、具体的な支援に向けた連携にかかわる課題についてである。学校の調査結果からは、高校生など、年齢が上がるにつれて、生活実態を把握しづらい傾向がある。生活面でのスキルを習得すると、家庭内でケア役割期待が大きくなる場合もあり、子どもたちは、学業の継続や進路選択などの場面でケアとの板挟みになることもある。子ども若者が自分自身の人生をあきらめることがないように、あらゆる機会を通じた声かけと長期的な視点からのかかわりが必要である。

また、具体的な支援につなげるためには、進学や転校といった学校間の情報の共有、さらにはスクールソーシャルワーカー(SSW)をはじめとする学外の関係機関との連携が不可欠になる。今回の調査結果からは、相談支援機関に対して18歳以降の子ども若者の状況を把握する役割を期待できる。

◇「家族丸ごと支援」の視点

児童委員・民生委員からは、「関係機関との情報共有などのネットワーク構築が不十分」という回答が多くなった。学校へのヒアリング調査からは、教職員が、SSW的な役割を果たすなど、効果的な役割分担および連携ができていない実態も浮き彫りになった。

子ども若者ケアラー支援を具体化する際には、「家族丸ごと支援」という視点が重要になる。子ども若者ケアラーの背景には、ネグレクトといった虐待が関連していることがあるが、虐待という支援枠組みでは、親・保護者の養育責任を問うだけにとどまってしまう、ケアラーとしての親・保護者を支援する視点が抜け落ちてしまいやすい。子ども・若者だから保護や支援が必要、なのではなく、全世代のケアラーに対して、社会全体で支えていく仕組み作りが必要である。ケアをかかえる家族に関する情報を集積し支援につなげるコーディネート機関の確立が急務であると考ええる。

虐待とは異なり、ケアラー支援の場合には、本人の気持ちを丁寧に聞き取ることが重要である。家族ゆえの悩みの根深さ、将来の見通しへの不安や葛藤に寄り添う視点を、あらゆる支援者が共有することが求められている。また、ケアラーが「自分自身の人生」をデザインすることを支えるためには、医療や福祉といった既存の支援機関だけではなく、企業や余暇といった、あらゆる生活領域にかかわる多様な関係団体との連携が必要になるだろう。

◇ケアラー支援に「ケア当事者」の参画を

いま、6つの自治体で制定されている「ケアラー支援条例」は、県民への啓発、自治体の責務の明確化、ひいては具体的な事業の具体化には大きな推進力になると考える。ただ、ケアの当事者がその事業の具体化の過程に参画する自治体はほとんどない。単なる条例を形式的なものとしないうるためにも、支援者主導ではなく、当事者主導での事業化に挑戦していくことが、これからのケアラー支援に求められているのではないだろうか。



齋藤 真緒（さいとう・まお） 専門は家族社会学。研究テーマは男性介護者を中心とする家族介護者支援、ヤングケアラー。滋賀県社会福祉協議会の「子ども・若者ケアラー支援に関する調査検討プロジェクトチーム」委員。京都市の「子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト（YCARP：Young Carers Action Research Project）」（2021年9月～）発起人。主著に「子ども・若者ケアラーの声からはじまる—ヤングケアラー支援の課題」（共著、クリエイツかもがわ）など。

<資料>

子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)とは

～調査票に回答する前にお読みください～

- この調査は、大人に代わって家族の介護や家事などのケア(世話)を担う子ども若者に関するものです。
- 障害や病気のある家族など、家庭にケアを必要とする人がいるために、「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことを「ヤングケアラー」と言います。
- 一般的にヤングケアラーは18歳未満とされますが、滋賀県では20歳代の若者を含めて「子ども若者ケアラー」と呼び、支援のあり方を検討したいと考えています。(本調査ではヤングケアラーを以下「子ども若者ケアラー」とします)
- こうした子ども若者が担っているケアには、「家事全般の援助」「情緒的サポート」「排泄・入浴等の介助」「育児」「外国語や手話などの通訳」などがあります。
- 以下の図は、子ども若者ケアラーのイメージです。目安ですので、類似している場合は「子ども若者ケアラー」として、今回の調査にご回答ください。

<子ども若者ケアラーはこんな子どもたちです(イメージ)>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヒアリングへのご協力のお願いについて

★2021年秋頃に、児童生徒のケアの様子や、今後必要と思われる外部機関等との連携等について、学校へのヒアリングを予定しています。
ヒアリングは生徒・学校の個人情報に十分に配慮した上で実施します。ヒアリングにご協力いただける学校につきましては、以下に○をつけてください。
別途ご連絡いたします。

1. ヒアリングに協力できる

個別のケースに関する相談について

★別紙の個人票末尾にチャエックを入れていただいた場合は、滋賀県社会福祉協議会の担当者(細川、山田)から連絡をさせていただきます。県の関係機関と連携して対応を検討し、支援等につなげます。その際、個人情報には厳守いたします。

【連絡先】
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部門
緑企画・改革グループ(担当:細川、山田)
電話:077-567-3924 / FAX:077-567-5160
メール e-kikaku@shigashakyo.or.jp

アンケートは以上です。
回答したアンケートは、同封している返信用封筒にて、
滋賀県社会福祉協議会までお送りください。
締め切りは 10月29日(金)です。

ご協力ありがとうございました。

【別紙】 個人票(※「家族構成」も該当する項目すべてに○をつけてください)

該当する児童生徒の性別(1つに○)	1・女性	2・男性
ケアラーと気づいたきっかけ・理由	1. 教員が気づいた 2. SSW、SC が気づいた 3. 本人(生徒)からの相談 4. 保護者からの相談 5. その他()	
該当する児童生徒の学校生活の状況(該当する項目すべてに○)	1・学校を休みがちである 2・遅刻や早退が多い 3・保健室で過ごしていることが多い 4・精神的な不安定さがある 5・身だしなみが整っていない 6・学力が低下している 7・宿題や持ち物の忘れ物が多い 8・保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い 9・学校に必要なものを用意してもらえない 10・部活を途中でやめてしまった 11・修学旅行や宿泊行事等を欠席する 12・学校徴収金が遅れる、未払い 13. 学校生活での支障は感じない 14・その他()	
家族構成	1・母親 2・父親 3・祖母 4・祖父 5・きょうだい 6・その他()	
家庭でのケアの状況(すべに○)	①ケアの状況を把握していますか▶ はい . いいえ ②「はいの場合、ケアの具体的な内容」	
ケアを受けている人	A)生徒がケアしている人 1・母親 2・父親 3・祖母 4・祖父 5・きょうだい 6・その他() B)ケアを必要としている人の状況は? 1・高齢(65歳以上) 2・幼い 3・介護が必要な状態 4・認知症 5・身体障害 6・知的障害 7・精神疾患 8・依存症 9・ 7. 8以外の病気 10・保護者が日本語が話せないなどコミュニケーションが難しい 11・その他() 12・わからない C)児童生徒がしている「ケア」の内容は何か?(複数可) 1・食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど) 2・食事以外の家の家事(掃除、洗濯等)の他、こまごまとした家事を含む) 3・家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など) 4・家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5・見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り) 6・感情面のケア 7・きょうだいのケア 8・通院の付き添い 9・通訳(日本語や手話など) 10・金銭管理(家計管理やお金の出入金介助) 11・その他()	
学校の行った支援、外部との連携・支援等の状況を記載してください		

□本ケースについて何等かの支援が必要と考えている/対応に悩んでいる場合はチャエックを入れてください。

要保護児童対策地域協議会向け調査

家族のケアを担っている

子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)実態調査

要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」)についておたずねします

貴自治体名	担当課 室名	
電話番号	Eメール アドレス	
回答者のお名前		

貴協議会の活動状況や、子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)と思われる子ども若者への対応についておたずねします。

問1> 令和3年9月末現在の貴協議会におけるケース登録数を教えてください。

件

問2> 添付の子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)の図を参考にしてお答えください。

現在、貴協議会の把握しているケースの中に「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)」と思われる子どもはいますか？(状況の詳細を把握していないけれども「可能性がある」場合は「いる」に含めてください)

1・いる →「問3」へお進みください(後の「問12」個人票にもご記入ください)
 2・いない →「問5」へお進みください。
 3・わからない →「問5」へお進みください。

問3> 問2で「1・いる」と回答された方におうかがいします。貴協議会で把握している子ども若者ケアラーと思われる子どもが、家族に対して行っているケアの内容は、以下のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1・ 食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど)
- 2・ 食事以外の家の家事(掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、こまごまとした家事を含む)
- 3・ 家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
- 4・ 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助
- 5・ 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り)
- 6・ 感情面のケア
- 7・ きょうだいのケア
- 8・ 通院の付き添い
- 9・ 通訳(コミュニケーションにより困難があり通訳が必要な場合)
- 10・ 金銭管理(家計の管理やお金の出し入れの介助)
- 11・ その他()

問4> 問1で「1・いる」と回答された協議会にお聞きします。貴協議会で「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)」または同様のものとして捉えているケースの数はどのくらいですか？ (令和3年9月末現在の数でお答えください)

「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)」もしくは同様のものとして捉えている件数
 (令和3年9月末現在) 件

→この件数について、当該のA)子どもの学年と、B)登録種類ごとの件数について、内訳を教えてください。

A>子どもの学年	件数	B>登録の種類	件数
1)小学1～3年	件	1)虐待(身体)	件
2)小学4～6年	件	2)虐待(心理)	件
3)中学生	件	3)虐待(ネグレクト)	件
4)高校生	件	4)虐待(性的)	件
5)所属なし(15～17歳)	件	5)要支援	件
6)その他	件	6)特定妊婦	件
		7)その他	件

問5> 協議会が子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)と思われる子どもたちに支援をする際に、課題として考えられることはなんですか。
(あてはまるもの全てに○)

- 1・子ども若者自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない
- 2・家族や周囲の大人に「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)」という認識がない
- 3・保護者が子どもへの支援に同意しない
- 4・協議会の関係機関・団体において、子ども・若者ケアラーに関する知識が不足している
- 5・学校など関係機関との情報共有などネットワーク構築が不十分
- 6・福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートのできる人材が協議会にいない。
- 7・既存の制度やサービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい
- 8・その他()

問6> 子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)と思われる子どもや若者を発見した後、支援を行う際の留意点はありますか。また、支援が難しいと思われたケースはありますか。(具体的に記載)

支援を行う際の留意点	
支援が難しいと思ったケース	

問7> 今後、子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)を広く支援するために、社会全体に期待することは何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- 1・子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)という概念や言葉が社会で広く認知されるようになる
- 2・ケアを担っている子どもたちが本人が自分の状況を認識して身を守るよう、教育や相談が行われる
- 3・子どもの家族が「子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)」という認識を持つようになる
- 4・関係者が子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)に気づきやすくなるような体制が整備される
- 5・ケアを担っている子どもたちが相談しやすい環境ができる
- 6・ケアを担っている子どもとその家族が適切なサービスを受けられるようになる
- 7・子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)の実態が明らかになる
- 8・子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)への支援を行える専門職が育成される
- 9・福祉と教育が連携した支援体制が整備される
- 10・福祉と医療・保健センターが連携した支援体制が整備される
- 11・福祉と外国人対応課が連携した支援体制が整備される
- 12・子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)を支援する団体が増える
- 13・子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)同士が集まり情報共有などできる場が増える
- 14・その他()

問8> 該当するケースの中に子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)がいた場合、貴協議会ではどのような支援ができると思えますか。または、支援の上でどんな課題があると思えますか。

問9> 貴協議会で子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)と思われる子どもへの対応として、**令和3年度**に取り組んでいるもの(予定も含む)はありますか？あれば教えてください。例)「研修会を実施した」「広報誌などによる啓発を予定」など

問10> 貴協議会で子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)と思われる子どもへの対応として、**令和4年度**に取り組む予定のものはありませんか？あれば教えてください。例)「研修会の開催」「関係団体とのネットワークの強化」など

問11> 子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)に関するご意見など、ご自由にお書きください。

問12> 「問1」で「1・いる」とお答えいただいた協議会に質問です。
把握されている具体的な子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)で、現在、対応中(10件を超える場合は、直近に把握した10件)について別添の個人票に記入してください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

この後に続く個人票も含め、ご記入いただいた調査票は、11月2日(火)までに下記の滋賀県社会福祉協議会の担当者まで、メールにてお送りください。

【連絡先】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部門
緑企画・改革グループ(担当:細川、山田)
電話:077-567-3924/FAX:077-567-5160
メール e-kikaku@shigashakyo.or.jp

個人票① 現在対応中(10件を超える場合は、直近に把握した10件)のケースに

ついて、ご記入をお願いいたします。

ヤングケアラーとして把握している子ども・若者の個人票(わかる範囲で結構です)

性別	1・男 2・女 3・その他()
現在の学年・年齢	(1)就学前 (2)小学1～3年 (3)小学4～6年 (4)中学生 (5)高校生 (6)所属なし(15～17歳) (7)不明 (8)その他()
学校生活等への影響	1・学校等に行っており、学校生活に支障は見られない 2・学校等には行っているが、遅刻が多い 3・学校等には行っているが、授業に集中できない、学力が振るわない 4・学校には行っているが、忘れ物が多かったり、宿題をしてこないことが多い 5・学校等には行っているが、友達との関係が悪わしくない 6・部活などの課外活動ができない 7・学校等にもあまり行っていない(休みがちななど) 8・進学をあきらめた 9・その他()
登録の種類	1・虐待(身体) 2・虐待(心理) 3・虐待(ネグレクト) 4・虐待(性的) 5・要支援 6・特定妊婦 7・その他()
生活保護の受給状況	1・生活保護受給世帯 2・生活保護受給世帯ではない 3・その他() 4・わからない
同居者(子どもから見た 続き柄。あてはまるもの すべてに○)	1・母親 2・父親 3・きょうだい()人 4・祖母 5・祖父 6・その他()
子ども若者ケアラーだと 把握した経緯	
該当の子どもが行っている ケアの頻度	(1)毎日() 時間程度() 週に2～3日 (3)週に1日 (4)1カ月に数日 (5)その他()

子ども・若者がケアを行っている対象者とケアの内容	ケアの対象者(あてはまるもの全てに○) 1・母親 2・父親 3・きょうだい 4・祖母 5・祖父 6・その他()	介護・障害等の有無 (以下からあてはまる番号を全て記入ください) 1・母親 2・父親 3・きょうだい 4・祖母 5・祖父 6・その他()	ケアの内容 (以下からあてはまる番号を全て記入ください)
ケアをする ことに なった 理由 (あて はまる もの 全てに ○)	1・親の病気・障がい、精神疾患や、入院のため 2・ひとり親家庭であるため 3・親が仕事で、家族のケアに十分に携われないため 4・祖父母の病気や加齢、入院のため 6・きょうだいに障害があるため 8・親にとつて日本語が第一言語でないため 9・福祉などのサービスにつなげていないため 10・子どもが自発的に行った 11・他にする人がいなかったため 12・その他()	【介護・障害等の有無】 A・要支援・介護 B・身体障害 C・知的障害 D・精神障害 E・発達障害 F・依存症 G・幼い H・その他()	【ケアの内容】 1・食事の世話 2・家の中の家事 3・身の回りの世話 4・トイレ・入浴介助 5・見守り 6・感情面のケア 7・きょうだいのケア 8・通院の付き添い 9・通訳(日本語や手話など) 10・金銭管理 11・その他()
具体的な 状況と、 関係して いる機 関・団体	(該当する子ども・若者の具体的な状況や、支援等に関わっている機関・団体などについてお書きください。支援できていない場合も状況も教えてください)		

家族のケアを担っている子ども若者ケアラー実態調査

② 県市町担当課、地域の相談機関・窓口対象の調査

アンケートの回答方法について

○ [1つに○]の場合は、左記のラジオボタンをクリックで回答してください。回答を問
題ごとにもった場合は、左記の丸いボタンに表示されている数値を削除すると
回答が削除されます。

□ [複数回答可]の場合は、左記のチェックボックスをクリックで回答してください。
回答を間違ってしまった場合は、その箇所を再度クリックすることでリセットされます。

□ 口枠の場合は、数値(書)もしくは文字(書)にて回答してください。

【本アンケート調査に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部門 縁企画・改革グループ(担当:細川、山田)
 電話 077-567-3924 FAX 077-567-5160
 メール e-kikaku@shigashakyō.or.jp

I ご回答いただく機関の基本情報

機関名・所在地・ご記入者様の情報をご記入ください。

貴機関名	
所在地 ※必須回答	
ご記入者 の情報	氏名
	所属
電話番号	

【必須回答】ご回答いただく機関の種類についてお尋ねします。[1つに○]

- 1. 地域包括支援センター
- 2. 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関
- 3. 障害者の相談支援関係事業所
- 4. 市町、県の高齢担当課
- 5. 市町、県の障害担当課
- 6. 市町、県の子ども若者担当課
- 7. 市町、県の生活困窮者自立支援の担当課
- 8. その他

II 子ども若者ケアラーの実態についてお伺いします

※別添の「子ども若者ケアラー説明書.pdf」を見てご回答ください。

問1 貴機関・窓口が担当されているご家庭や受けた相談の中に、別添説明書の定義のように、本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアを日常的に行っていると思われる子どもや若者がいますか。[1つに○]

※今回のアンケートでは20歳代までの子ども、若者を対象として回答願います。
 (状況の詳細を把握していない場合でも、「可能性がある」場合は「1. いる」に含めてください)

- 1. いる
- 2. いない
- 3. わからない

問2へ進む

問5へ進む

問1で「1. いる」と回答された機関にお伺いします。

問2 貴機関・窓口で把握している子ども若者ケアラーと思われる子どもが、家族に対して行っているケアの内容は、以下のうちどれですか。[複数回答可]

- 1. 食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど)
- 2. 食事以外の家の中の家事(掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、こまごまとした家事を含む)
- 3. 家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
- 4. 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助
- 5. 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り)
- 6. 感情面のケア
- 7. きょうだいのケア
- 8. 通院の付き添い
- 9. 通訳(コミュニケーションにより困難があり通訳が必要な場合)
- 10. 金銭管理(家計の管理やお金の出入れの介助)
- 11. その他

問1で「1. いる」と回答された機関にお伺いします。

問3 貴機関・窓口の担当する家庭や相談の中で、「子ども若者ケアラー」もしくは同様のものとして捉えられる子ども若者は何人いますか。[数値入力]

人 ※令和3年9月末現在の人数でお答えください。

問1で「1. いる」と回答された機関にお伺いします。

問4 実態に担当する地域や家庭等で把握している子ども若者ケアラーの事例の中で、現在、対応されているケースについて、その具体的な内容をお教えください。(事例ごとに個人票へご記入ください)

※クリックしてください。別シートに切り替わります。

- 事例1 1件目 4事例以上のご回答をいただいた場合は、一旦このファイルを保存して、
- 事例2 2件目 ファイルを必要数コピーしてください。
- 事例3 3件目 4事例目をコピーしたファイルの「個人票④」に、5事例目をコピー

ここからは、すべての機関にお伺いします。

問5 貴機関が担当する地区に、子ども若者ケアラーと思われる子ども・若者がいることを知った場合、支援をする際の課題として考えられることは何ですか。[複数回答可]

- 1. 子ども若者自身がやがたいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない
- 2. 家族や周囲の大人に、子ども・若者ケアラーという認識がない
- 3. 保護者が子ども若者への支援に同意しない
- 4. 専門職や関係機関・団体に、子ども若者ケアラーに関する認識や知識が不足している
- 5. 学校など関係機関との情報共有などネットワーク構築が不十分
- 6. 福祉分野や教育分野など複数の分野にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートできる人材や機関がない
- 7. 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものもなく、具体的な支援方を検討しにくい
- 8. その他

すべての機関にお伺いします。

問6 子ども若者ケアラーの支援等について、すでに貴機関で実施していることや、今後の実施予定などがありますか。あれば、教えてください。〔文字入力〕

--

すべての機関にお伺いします。

問7 今後、子ども若者ケアラーを広く支援するために、社会全体に期待することは何ですか。〔複数回答可〕

- 1. 子ども若者ケアラーが社会で広く認知されるようになる
- 2. ケアを担っている子ども若者本人が自分の状況を認識して身を守れるよう、教育や相談が行われる
- 3. 子どもの家族が「子ども若者ケアラー」という認識を持つようになること
- 4. 専門職や関係者が子ども若者ケアラーに気づきやすくなるような研修体制が整備されること
- 5. ケアを担っている子ども若者が相談しやすい環境ができる
- 6. ケアを担っている子ども若者とその家族が適切なサービスを受けられるようになる
- 7. 子ども若者ケアラーの実数や実態が明らかになる
- 8. 支援する専門職が育成される
- 9. 福祉と教育が連携した支援体制が整備される
- 10. 福祉と医療・保健センターが連携した支援体制が整備される
- 11. 福祉と外国人対応課が連携した支援体制が整備される
- 12. 子ども若者ケアラーを支援する団体が増える
- 13. 子ども若者ケアラーが集まり情報共有などができる場が増える
- 14. その他

すべての機関にお伺いします。

問8 子ども若者ケアラーの発見や支援をしていく上で、貴機関ができることにはどんなことがあると思いますか。〔文字入力〕

--

すべての機関にお伺いします。

問9 子ども若者ケアラーに関するご意見など、ご自由にお書きください。〔文字入力〕

--

2021年秋頃に、子ども若者ケアラーの支援のあり方や多機関との連携を考えるために、相談機関を対象としたヒアリングを予定しています。ヒアリングの際には、機関名等の情報は厳守いたします。ヒアリングによる追加調査にご協力いただける場合は、以下の□に印していただき、ご連絡先をご記入ください。後日にあらためてご連絡させていただきます。

ヒアリングに協力できる

貴機関名	氏名
	所属
ご担当者様の情報	電話番号
	Eメール

質問は以上で終了です。ご協力いただき、ありがとうございます。
内容をご確認いただき、このファイルを必ず保存してください。
返信用メール e-kikaku@shigashakyo.or.jp に添付の上、ご送信ください。

【個人票①】子ども若者ケアラーの事例

※問題1で「1.いる」と回答された機関のみご記入ください

把握している子ども若者ケアラーの事例について具体的な内容を教えてください。

Q1 該当する子ども若者の性別〔1つに○〕

1. 女性 2. 男性 3. その他

Q2 該当する子ども若者の年代〔1つに○〕

1. 就学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生
 5. 所属なし (15歳～17歳) 6. 18歳～29歳 7. 不明
 8. その他

Q3 家族構成〔複数回答可〕

1. 母親 2. 父親 3. 祖母 4. 祖父 5. きょうだい

6. その他

家庭でのケアの状況について

Q4 該当者がケアしている人〔複数回答可〕

1. 母親 2. 父親 3. 祖母 4. 祖父 5. きょうだい

6. その他

Q5 ケアを必要としている人の状況〔複数回答可〕

1. 高齢 (65歳以上) 2. 幼い 3. 介護が必要な状態
 4. 認知症 5. 身体障害 6. 知的障害
 7. 精神疾患 8. 依存症 9. 「7.」「8.」以外の病気
 10. 保護者が日本語を話せないなどコミュニケーションが難しい

11. その他

12. わからない

Q6 該当者がしているケアの内容〔複数回答可〕

1. 食事の世話 (買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど)
 2. 食事以外の家の中の家事 (掃除、洗濯等の他、こまごまとした家事を含む)
 3. 家族の身体介護 (衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
 4. 家族の身体介護のうちトイレや入浴の介助
 5. 見守り (直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り)
 6. 感情面のケア
 7. きょうだいのケア
 8. 通院の付き添い
 9. 通訳 (外国語や手話など)
 10. 金銭管理 (家計管理や出入金の介助)

11. その他

Q7 該当する子ども若者のケアの状況に気づいた理由、きっかけを教えてください。〔文字入力〕

Q8 その子のケアや家庭の状況、貴機関の対応等について可能な範囲で教えてください。〔文字入力〕

別の事例がない場合は、引き続き【調査票 問5】以降にご回答ください。

問4へ戻る

※クリックしてください

回答前のご留意

○本調査は、これまでにご自身が把握している情報をもとに、可能な範囲でご記入ください。本調査にあたって、改めて当該家庭や児童生徒等に聞き取りをする必要はありませんので、お控えください。

【この調査に関する、問い合わせ・連絡先】
 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部門
 縁企画・改革グループ(担当:細川、山田)
 電話:0777-567-3924/FAX:0777-567-5160
 メール e-kikaku@shigashakyo.or.jp

ご回答いただく方の活動地域

お住まいの市町	
所属している地区民児協名	

Ⅱ子ども若者ケアラーの実態についてお伺いします

問1> 前ページの図を見てご回答ください。あなたが担当されている地域の中で、図の定義のように、本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアを日常的に行っていると思われる子どもや若者がいますか？
★今回のアンケートでは20歳代までの子ども・若者を対象として回答願います。18歳以上であっても、該当すると感じた場合は「いる」に含めてください。(また、状況の詳細を把握していない場合でも、「可能性がある」場合は「いる」に含めてください)

1・いる →「問2」へお進みください。(★最後の別添個人票にもご記入ください)
 2・いない →「問5」へお進みください。
 3・わからない →「問5」へお進みください。
 (※「2・いない」「3・わからない」を選択された方も問5以降の質問にお答え下さい)

問2> 問1で「1・いる」と回答された方にお伺いします。あなたが把握している子ども若者ケアラーと思われる子どもが、家族に対して行っているケアの内容は、以下のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど)
2. 食事以外の家の家事(掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、ごまごまとした家事を含む)
3. 家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
4. 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助
5. 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り)
6. 感情面のケア
7. さようだいのケア
8. 通院の付き添い
9. 通訳(コミュニケーションにより困難があり通訳が必要な場合)
10. 金銭管理(家計の管理やお金の出し入れの介助)
11. その他()

問3> 問1で「1・いる」と回答された方にお伺いします。あなたの担当する地域で「子ども若者ケアラー」もしくは同様のものとして捉えられる子ども若者は何人いますか(令和3年9月末現在の数でお答えください)。

人

問4> 問1で「1・いる」と回答された方にお伺いします。実際に担当する地域や家庭等で把握している子ども若者ケアラーの事例の中で、把握されているケースについて、その具体的な内容を教えてください。

▶最後に添付されている個人票にお書きください。

★最多で3人まで個人票を記載できるように添付しています。3人を超える場合は恐れ入りますが、コピーしてご記入をお願いします。

問5> あなたの担当する地区に、子ども若者ケアラーと思われる子ども若者がいることを知った場合、支援をする際の課題として考えられることは何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 子ども若者自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない
 2. 家族や周囲の大人に、子ども若者ケアラーという認識がない
 3. 保護者が子ども若者への支援に同意しない
 4. 専門職や関係機関・団体に、子ども若者ケアラーに関する認識や知識が不足している
 5. 学校など関係機関との情報共有などネットワーク構築が不十分
 6. 福祉分野や教育分野など複数の分野にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートをできる人材や機関がない
 7. 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方を検討しにくい
 8. その他
- ()

問6> 子ども若者ケアラーの支援等について、すでにあなたの担当地域で実施していることや、今後の実施予定などはありますか。あれば、教えてください。

問7> 今後、子ども若者ケアラーを広く支援するために、**社会全体**に期待することは何ですか(あてはまるもの全てに○)

1. 子ども若者ケアラーが社会で広く認知されるようになる
 2. ケアを担っている子ども若者本人が自分の状況を認識して身を守るよう、教育や相談が行われる
 3. 子どもの家族が「子ども若者ケアラー」という認識を持つようになること
 4. 専門職や関係者が子ども若者ケアラーに気づきやすくなるような研修体制が整備されること
 5. ケアを担っている子ども若者が相談しやすい環境ができる
 6. ケアを担っている子ども若者とその家族が適切なサービスを受けられるようになる
 7. 子ども若者ケアラーの実数や実態が明らかになる
 8. 支援する専門職が育成される
 9. 福祉と教育が連携した支援体制が整備される
 10. 福祉と医療・保健センターが連携した支援体制が整備される
 11. 福祉と外国人対応課が連携した支援体制が整備される
 12. 子ども若者ケアラーを支援する団体が増える
 13. 子ども若者ケアラーが集まり情報共有などをできる場が増える
 14. その他
- ()

問8> 子ども若者ケアラーの発見や支援をしていく上で、民生委員・児童委員ができることにはどんなことがあると思いますか。

問9> 子ども若者ケアラーに関するご意見など、ご自由にお書きください。

○調査は以上です。ご協力ありがとうございました。子ども若者ケアラーを把握して、個人票をご記入いただける場合は、この後の個人票にご記入ください。

個人票1人目 ★問1で「1・いる」と回答された方にお聞きします。把握している子ども若者ケアラーの事例について具体的な内容を教えてください。

該当する子ども若者の性別(1つO)	1・女性 2・男性 3・その他
該当する子ども若者の年代(1つO)	1・就学前 2・小学生 3・中学生 4・高校生 5・所属なし(15～17歳) 6・18～20代 7・不明 8・その他()
家族構成(該当する全てにO)	1・母親 2・父親 3・祖母 4・祖父 5・きょうだい 6・その他()
家庭でのケアの状況(該当する全てにO)	A) 該当者がケアしている人 1・母親 3・祖母 5・きょうだい 2・父親 4・祖父 6・その他()
	C) 子ども若者がしている「ケア」の内容(複数可) 1・食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど) 2・食事以外の家の家事(掃除、洗濯等)の他、こまごまとした家事を含む) 3・家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など) 4・家族の身体介護のうちトイレや入浴の介助 5・見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り) 6・感情面のケア 7・きょうだいのケア 8・通院の付き添い 9・通訳(外国語や手話など) 10・金銭管理(家計管理や出入金の介助) 11 その他()
該当する子ども若者のケアの状況に気づいた理由、きっかけ	B) ケアを必要としている人の状況 1・高齢(65歳以上) 2・幼い 3・介護が必要な状態 4・認知症 5・身体障害 6・知的障害 7・精神疾患 8・依存症 9・7、8以外の病気 10・保護者が日本語が話せないなどコミュニケーションが難しい 11・その他() 12・わからない
その子のケアや家庭の状況、あなたや関係機関等の対応について可能な範囲で教えてください。	

発行 令和4年3月
滋賀の縁創造実践センター
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
〒525-0072 滋賀県草津市笠山七丁目8-138
TEL 077-567-3920 FAX 077-567-3923

この事業は、滋賀県からの委託事業で実施しています。

